

(案)

検証について（中間報告）

令和〇年〇月〇日

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における
差別事案に係る検証委員会

目 次

第1. 検証委員会の目的と設置の経緯	1
1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における不適切な事案について	1
(1) 事案の概要	1
(2) 当日の状況	1
2 検証委員会の設置	4
(1) 設置目的	4
(2) 設置経過	4
(3) 委員構成	5
3 検証委員会の開催経過	6
第2. 中間報告の位置づけ	6
第3. 討論会の開催に至る経緯	6
1 発案・企画	6
2 事前準備	7
第4. 討論会後の状況	8
1 主催者（観光文化交流局）による事後の対応	8
2 総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が現在までに行った対応	8
(1) 全庁会議等における周知・徹底	8
(2) 職員研修への反映	8
(3) 関係マニュアル等の改訂	8
第5. 検証委員会の問題意識と検証	9
1 「討論会」とされた経緯	9
(1) 「討論会」の目的	10
(2) 「討論会」の名称	12
2 事前の準備	14
(1) 毎年実施してきた市民向け説明会とは異なる特殊性	14
(2) 問題発生 of 想定	15
(3) スケジュール設定	16
(4) 委託業者との連携体制	17
(5) 本件討論会における人権上のリスクへの対応想定	19

3 当日の運営の実施・責任体制	20
(1) 運営・進行	20
(2) 差別発言への対応	22
(3) 差別発言に対する市長のコメント	25
第6. ただちに取り組むべき再発防止の方向性	26
1 職員研修の充実	26
(1) 内容の見直し	26
(2) 障害・障害者理解の一層の促進	26
(3) 差別用語についての知識の普及	26
2 障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底	26
3 差別事象マニュアルの抜本的見直し	27
4 差別事案発生防止のためのチェックができる体制づくり	27
5 人権施策推進会議（局長級）・幹事会（課長級）の企画運営の見直し	27
6 市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進	28
第7. 今後の検証に向けて	28
参考資料	30

第1. 検証委員会の目的と設置の経緯

1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における不適切な事案について

(1) 事案の概要

令和5年6月3日に名古屋市が開催した名古屋城バリアフリーに関する市民討論会（以下「討論会」という。）において、一部の参加者から他の参加者に対する差別発言がなされ、言い合いが生じる場面があった。

その場にいた職員は、言い合いを制止するため駆けつけたが、その後、別の参加者から差別用語を含む差別発言がなされたことも含め、発言の制止や注意喚起などの適切な対応を行わなかった。さらに、討論会終了後においても、差別発言に対する市としての説明や謝罪などの対応も行わなかった。

(2) 当日の状況

ア 市民討論会の進行

- ①開会
- ②市長あいさつ
- ③講演
- ④市からの説明「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」
- ⑤討論会

- 1 整備に関する有識者からのコメント
- 2 参加者から提出された質問についての有識者や職員による回答
- 3 参加者（市民A～E）から提出された意見を紹介し、提出した本人による補足説明
- 4 参加者の挙手による自由発言（市民F～H） ※ここで差別発言が発生した

- ⑥市民アンケート結果の発表
- ⑦市長あいさつ
- ⑧閉会

イ 差別発言に係る状況等

○司会が市民E（車いす利用者）が提出した意見を読み上げ、市民Eに補足説明を促した。

○市民Eが補足説明をした。

「（略）名古屋城、大阪城はエレベーターで上がっていました。何回も上がりましたが、新しくするとそれが無くなるっていうね。今まであったものを失くしてしまうというのは、我々障害者が排除されているっていうふうにしか思えない」

「史実に忠実にこしらえるっていう話、それは反対してませんよ。ただ皆が同じように同じ階層に行ってみられるっていうのであれば、（中略）外付けで、中身を傷つけない、空から渡り廊下で上がるようなね、そういったものを後で付けるとかそういうことをしてもらわないと」

「（略）VRで見るとかそんなものでは我々は納得できない。排除されているっていうふうに感じてるんですよ。だからこの討論会をアライバイ作りにしてもらってもいいかん。ちゃんとした前向きな方針を教えて欲しい（略）。」

○司会が、市担当者に方針の説明を求めた。

○市担当者が、外付けのエレベーターに対する考え方等について回答をした。

- 司会に対して、意見紹介の時間を終了させて自由発言を求める声が会場から上がった。
- 司会が意見紹介を終了し、挙手による自由発言を促し、市民Fを指名した。
- 市民Fが差別発言をした。

「そちらの車いすの方と名古屋市の方がやってるやり取りを聞いて、このまま4時10分で終わるとバリアフリーをどうやって進めていくかっていう会で終わるはずなんです。私の結論を言うとまっぴらごめんで、平等とわがままを一緒にすんなって話なんですよ。」

「(略) 河村市長が造りたいと言ってるのは、エレベーターも電気も無い時代に造られたものを再構築するって話なんです。その時に何でバリアフリーの話が出るのかわかっていうのが荒唐無稽で、ピラミッドの改修するときにエスカレーターをつけようやあって言ってるのと一緒なんです。どこまで図々しいのって話で、我慢せよって話なんですよ。」

- 市民Eと市民Fとの言い合いとなり、市民Fがさらに次の差別発言をした。

「お前が我慢せよ。月に1回も行くような話じゃないじゃないの。(略)」

- 職員が市民Eと市民Fの言い合いを制止した。
- 司会が挙手した市民Gを指名した。
- 市民Gが差別用語を含む差別発言をした。

「(略) 僕らね、生まれながらにして不平等があって平等なんです。 (障害者を示す差別用語) で産まれるかもしれないけど、健在者で産まれるかもしれん。それは平等なんですよ。」

「だけどそのためには、今ある、今お城の中にあると思うんだけど、剣とか着物、いろんなものがまだ鉄筋の中のお城にあると思う。あれを宝物館みたいなものをつくって、そこで示して、展示物があったと思うけど宝物館を造って、そして今見せてもらったイメージVRっていうの、あれをもうちょっと綺麗に本物で造ったらもっと素晴らしいものができる。それで行くべきじゃないかと思うね。これはまたエレベーターを造ると言った次の建物はまたエレベーターや。誰がメンテナンスするの。どの税金でメンテナンス毎月するの、そうでしょ。そんな金はないと思うけどね。もっと使うところにお金を使いたい。毎月毎月メンテナンスしないかん、エレベーター使ったら。ただでエレベーターが動くわけない、電気が要る。そのための人も、必要な人も居る。でしょう。だからエレベーターは必要ない。私は思いますがどうですかね。(略)」

- 一部の参加者が拍手をした。

ウ 障害者差別についての法令と今回の差別発言について

障害者差別について規定されている「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現が掲げられている。また、障害者基本法においては、共生社会の実現は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とし図られなければならないとされている。

それらの法の趣旨を踏まえ制定された「名古屋市障害のある人もない人も共に生きる

ための障害者差別解消推進条例（障害者差別解消推進条例）」においても、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目的とするとともに、全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが基本理念として掲げられている。

「そちらの車いすの方」との発言に引き続く、障害者がエレベーターの設置を求める意見を述べたことに対する、「わがまま」、「凶々しい」、「我慢せい」といった発言は、障害のある方とない方を分け隔てた上で、障害者のみに我慢を強いるものである。

また、直接差別用語を用いながら、「生まれながらにして不平等があつて平等」、「そんな金はないと思う」といった発言は、障害のある方とない方を分け隔てた上で、障害者が障害のない方と同じようにあらゆる分野の活動へ参加する必要はないというものである。

いずれも、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、全ての障害者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることとといった、上記法令に反するものであり、明確な障害者差別である。（以下、関係法令の抜粋（特に関連する部分に下線））。

○障害者基本法（昭和45年5月21日 法律第84号）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（略）

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

（略）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日 法律第65号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏

まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
(平成30年12月20日 条例第61号)

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(略)

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。

(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(略)

2 検証委員会の設置

(1)設置目的

討論会は、市民からの自由な意見をうかがう場であったとしても、差別的言動が許されるものではなく、発言を受けた当事者だけでなく、他の参加者や動画配信を視聴されていた方、事後に報道でこの事案を知った多くの方々に不快な思いを抱かせることになり、市民団体等からは第三者委員会による検証を求める申し入れもいただいた。

本市としては、こうした事態を重く受け止め、人権擁護の観点から、今回の事案の問題点や課題等を整理・分析し、必要な調査・検討を行い、原因を究明のうえ再発防止を図るため、令和5年8月に『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会」を設置した。(参考資料1：設置要綱)

(2)設置経過

- 6月3日 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催（主催：観光文化交流局）
- 6月5日 市民団体から市長に対し、抗議及び回答を要求
- 6月6日 名古屋市会経済水道委員会において、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での市民の発言に対する当局の対応について」所管事務調査実施
- 6月13日 市民団体から市長に対し、第三者委員会設置の申入れ
- 6月14日 名古屋市会総務環境委員会において、「本市における人権に対する認識等について」所管事務調査実施
- 6月15日 名古屋市会財政福祉委員会において、「障害者差別に係る法令等の基本

的な考え方について」所管事務調査実施

- 6月15日 名古屋市会経済水道委員会において、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での市民の発言に対する当局の対応について」所管事務調査実施
- 6月15日 障害者団体から市長に対し、第三者委員会の設置を要求
- 6月21日～23日 本市の人権施策を所管するスポーツ市民局において、討論会に關係している観光文化交流局の主な管理職職員6名へのヒアリング調査を実施
- 6月29日 名古屋市会総務環境委員会において、「本市主催討論会に係る人権の観点からの調査について」所管事務調査実施。観光文化交流局職員6名へのヒアリング調査を報告し、外部学識経験者を含めた検証チームを設置することを表明
- 6月30日 名古屋市会経済水道委員会において、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での市民の発言に対する当局の対応について」所管事務調査実施
- 8月18日 『「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会」設置
- 8月23日 名古屋市障害者施策推進協議会から市長に対し、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会に対する意見書」を提出

(3)委員構成

検証委員会は、第三者の立場から公平・公正に検証していただく外部の学識経験者に加え、市主催の討論会で発生した事案であることから、市として真摯に反省しつつ、今後どのようにすべきかを、行政の視点からも責任を持って検証・検討するため、行政職員も構成員に含めることとした。行政職員については、人権施策の推進、障害者理解、職員の人材育成を所管する局からそれぞれ選定した。

(五十音順)

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	浅田 知恵	愛知教育大学教授
	小林 直三	名古屋市立大学大学院教授 名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会委員
	田中 伸明 (検証委員長)	弁護士 内閣府障害者政策委員会委員 名古屋市障害者差別解消支援会議委員
行政	杉浦 弘昌	総務局長
	杉野 みどり (会長)	副市長
	鳥羽 義人	スポーツ市民局長
	平松 修	健康福祉局長

※会長は会を統括し、議事（調査・検討にかかる議論等を除く。）を進行する。

※検証委員長は調査・検討にかかる議事を進行し、議論を統括する。

3 検証委員会の開催経過

日 程	内 容 等	
令和5年8月30日	第1回検証委員会	検証委員会の趣旨等の確認、検証委員長の指名、事案の概要等の確認、検証の進め方の確認等
令和5年10月6日	第2回検証委員会	差別事案を受けて市が行った見直し事項の説明、検証の範囲と進め方の確認及びヒアリングの対象者、順序及びヒアリング項目の協議等
令和5年10月23日 ～11月13日	学識経験者委員による聞き取り調査	関係職員（8名）及び委託業者（2名）への聞き取り調査
令和5年11月20日	第3回検証委員会	ヒアリング結果の共有、問題点等の議論、検証報告書の骨子案の協議等
令和5年12月18日	第4回検証委員会	各委員の問題意識の共有、問題点に関する意見集約等
令和6年1月29日	第5回検証委員会	

第2. 中間報告の位置づけ

討論会当日の差別事案に係る直接的な原因究明等についての検証を優先的に進め、その検証の中で遠因や背景などについて検証の必要が生じた場合は、直接的な原因究明等の後に整理することとした。

検証を進める中で、討論会当日の運営上の問題だけではなく、過去から発生していた名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーの検討について、「史実に忠実に復元する意見」と「エレベーターの設置を求める意見」の対立（以下「意見の対立」という。）が及ぼした影響や、史実に忠実（以下、「史実に忠実」とあるのは、市の整理・解釈による。）な復元とバリアフリーの両立を実現するために実施した公募による昇降技術に対して、市長が否定的とも受け取れるような言動を示したことが関係職員へ及ぼした影響など、討論会実施に至る過程において、さらなる検証の必要が生じたところである。

これらの検証についてはさらに相当な時間を要することが見込まれることから、いったん、討論会に直接的に関わる検証結果について中間報告として取りまとめ、市民にお知らせすることとした。

この中間報告を踏まえ、市として早急に行うべき対応策について、検討・実施していくよう努めるべきである。

第3. 討論会の開催に至る経緯

1 発案・企画

平成30年5月に、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」（以下「付加設備の方

針」という。) (参考資料2) を公表

※参考：名古屋城のバリアフリーに関する経緯 (参考資料3)

令和4年4月18日に、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」開始

- ・主な審査基準：(最低要求水準) 柱・梁を傷めることなく1階まで昇降できる
(加点要求水準) できるだけ上層階まで昇降できる
- ・審査基準等については、ワークショップ等を通じて障害者団体等から意見を聴取しながら決定

令和4年12月2日に、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」最優秀者の選定

- ・最優秀者：株式会社MH I エアロスペースプロダクション
- ・提案技術：フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発を行い、史実に忠実に復元された名古屋城木造天守の狭小空間に設置を可能とする垂直昇降設備 (以下、公募で選定された新技術を『昇降技術』と表記する。)

令和4年12月5日に、市長定例記者会見実施

- ・会見後、『昇降技術』・エレベーターに対する市民等からの意見 (令和4年12月～令和5年1月 賛成8、反対20) (参考資料4：名古屋城木造天守への昇降機設置への賛否まとめ(令和5年2月7日実施の観光文化交流局所管副市長(以下「所管副市長」という。)) レク資料))
- ・市長・所管副市長の元へ、設置に反対の意見多数

令和5年3月以降、名古屋城総合事務所からの提案で、市民全体の意見を聴取するための市民アンケート及び討論会に関する報告・調整を観光文化交流局長 (以下「局長」という。)、所管副市長、市長に対し合計31回実施 (以下、それぞれ「局長レク」「所管副市長レク」「市長レク」という。) (参考資料5：実施日付等)

2 事前準備

(1) 「名古屋城バリアフリーに関するアンケート」の実施

調査時期：令和5年4月19日～5月8日

対象：18歳以上の名古屋市に居住する5000人 (住民基本台帳上から層化無作為抽出)

回収率：29.0%

送付物：「名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力のお願い」(以下「アンケート協力お願い文」という。)
「アンケート調査票」「市民討論会に参加を希望される方へ」(参加申込書併記)
「名古屋城バリアフリーに関する説明資料【アンケート調査用】」

(2) 討論会への参加者の決定

(1) のアンケートに同封の参加申込書を提出した市民56人のうち、市民討論会へ36人が参加

(3) YouTube 配信の実施

市民に開かれた会にすべきとの考えのもと、アンケートを送付し希望された方以外にも、速やかにありのままを伝える手段としてライブ配信を実施

(4) 委託契約

アンケート及び討論会の実施にあたっては、令和5年4月3日付で委託事業者 (安井建築設計事務所) と契約締結

※以下の条件を満たす事業者として随意契約

- (1) 名古屋城木造天守復元の意義や根拠、バリアフリーに対する本市の考え方を含めた復元計画等を熟知していること
- (2) 「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」により選定した最優秀者の昇降技術の概要や設置条件等を熟知していること

第4. 討論会後の状況

1 主催者(観光文化交流局)による事後の対応

討論会の終了直後には、何ら対応をしていない。

後日、当該参加者を含む討論会参加者へお詫び文を郵送

2 総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が現在までに行った対応

(1)全庁会議等における周知・徹底

市役所庁内の次の会議において、本差別事案の問題点の共有及び職員用の「差別事象対応マニュアル」等を改めて周知・徹底

- ・人権施策推進会議
- ・障害者差別解消庁内推進会議

(2)職員研修への反映

市民討論会での差別事案発生以後に実施した人権科目のある研修において、市民討論会での差別事案や差別事案への対応等を確認する内容のほか、「差別事象対応マニュアル」を周知するスライドを追加する等により講義を実施

(実施した研修)

- ・新規採用者福祉施設研修
- ・2年目職員研修
- ・3年目職員研修
- ・中堅職員研修
- ・主任・技能主任研修
- ・人権指導者養成研修
- ・係長昇任研修
- ・職場内人権研修

(3)関係マニュアル等の改訂

ア 「差別事象への対応について(対応マニュアル)」を改訂(令和5年7月)

- ・対応フローの見直し
- ・対応ポイントの明記

イ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(市職員対応要領)」を改正(令和5年12月)

- ・差別事案を踏まえた再発防止の心構えの追加
- ・具体的な対応方法の追加 等

第5. 検証委員会の問題意識と検証

1 「討論会」とされた経緯

(1)「討論会」の目的

ア 問題意識

討論会の目的が、アンケートで市民から意見をいただいたうえで、その意見を直接聞くためであったことから、討論会での参加者の発言は、市民にアンケートでうかがった内容に関わるものと考えられるため、まずはアンケートに着目した。

市において、平成30年5月に公表された付加設備の方針において、「史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通じてバリアフリーに最善の努力をする」と定め、令和4年4月に「可能な限り上層階まで（少なくとも大天守1階に）昇降できる技術」の公募を開始し、同年12月に最優秀者を選定したにも関わらず、アンケートに、『昇降技術』を「設置しない」との選択肢を記載したことは疑問である。このような選択肢がアンケートに記載されたことは、『昇降技術』を市が公募で選定した後においても、「設置しない」可能性を残しているとのメッセージを市民に対して発したことになったと考えられる。

そうすると、『昇降技術』を「設置しない」との選択肢を記載したことが、討論会における意見交換の場において、主催者である市が前述した公募の経緯を無視する形で、『昇降技術』を設置しない立場の発言を容認する姿勢を示したと受け取られたとしても仕方がなく、不要な意見の対立を討論会にそのまま持ち込むことにつながったと考えられる。

このような市の姿勢が、差別発言を生じた土壌を形成しているとも考えられることから、『昇降技術』を「設置しない」との選択肢がアンケートに記載された経緯について、検証を行うこととした。

イ 検証結果

- ・ 討論会の目的は、参加申込書と同封のアンケート協力お願い文に、「今回のアンケートは、復元する木造天守への『昇降技術』の設置について、市民のみなさまのご意見を頂戴し、名古屋市の方針を決めてまいりたいと考えております。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。」と記載し市民に送付していた。（参考資料6：アンケート協力お願い文）
- ・ アンケートでは、「公募により選定された最優秀者の『昇降技術』の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか」という設問の選択肢に「設置しない」という選択肢があった。（参考資料7：「アンケート調査票」問4）
- ・ 職員ヒアリングによれば、「設置しない」という選択肢を設定したのは、『昇降技術』設置に反対の市民意見も多く届いていたので、反対も含めてフラットに聞く必要があると考えていたとのことであった。
- ・ 当初のアンケート案（参考資料8：アンケート調査票（案）（令和5年3月30日実施の市長レク資料））では、『昇降技術』の設置についてどう思うかとして、「設置に賛成」「設置に反対」「どちらでもない」の3択を用意し、さらに「設置に賛成」と回答した人に対し、「1階まで」「2階まで」「3階まで」「4階まで」「5階まで」「わからない・その他」として、何階まで設置するのがよいかの考えを聞く選択肢であったのが、令和5年3月30日の市長レクを踏まえて、両設問を統合し「設置しない」「1階まで」「最上階まで」「わからない・その他」を聞く形に変更していた。

- ・アンケートに同封の「名古屋城バリアフリーに関する説明資料【アンケート調査用】」について、検討段階では、各階の図面が記載されていたが、最終的には地階と1階の図面のみとなっていた。
- ・市長ヒアリングでは、市長は、『昇降技術』が実際に何階まで設置できるかわからないので、市民が誤解するような各階の図面は示してはいけないという指示をしていたことを確認した。
- ・どの階まで設置できるのかについては、所管副市長から例年8月に開催されている文化庁の復元検討委員会への整備基本計画の提出を目標に意見聴取などを速やかに進めるよう指示を受けていたため、『昇降技術』を実際に何階まで設置できるのか、6月の討論会を開催する前までには厳密な検証を行う時間がなく、示せなかったとのことであった。
- ・アンケート協力お願い文に記載の意見聴取の目的について、当初は、『昇降技術』をどこまで設置するのか（参考資料9：アンケート協力お願い文の案（令和5年4月4日実施の市長レク資料））と明記されていたものが、『昇降技術』の設置について」と変更されていた。この変更は、令和5年4月4日の市長レクでの意見をもとに変更したとのことだったが、詳細は議論の記録が残っておらずわからないとのことだった。
- ・『昇降技術』は、「大天守地階又は地上から可能な限り上層階まで昇降できる技術」として公募し提案を受けた中から選定されたものである。（参考資料10：公募要項抜すい（「2-1.募集する技術」））
- ・『昇降技術』の公募は、令和2年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の趣旨を踏まえて行われたものであり、同附帯決議は、障害者権利条約に則り、歴史的建造物を再現（復元を含む）する場合等のバリアフリーの在り方を定めているものである。（参考資料10：公募要項抜すい（「1-3.基本方針」、図表2））
- ・『昇降技術』の公募は、平成30年度から障害者団体や有識者会議へ説明し意見を聞きながら進め、同附帯決議の趣旨に従い、高齢者、障害者等の参画の下、検討を行ってきた。（参考資料3：名古屋城バリアフリーに関するこれまでの経緯）
- ・市長ヒアリングでは、市長は、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指すという認識であるが、『昇降技術』を設置する階は決まっておらず、その手段としては必ずしも公募で選定された『昇降技術』に限らず、車いすの技術進歩など他の技術を模索したいとの認識であった。
- ・市長が、昇降技術の設置そのものを撤回するような趣旨の発言を公式の場で行った事実は確認できなかった（参考資料11：名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催までの経緯）が、職員ヒアリングにおいて、所管副市長・職員に対しては、設置しないとの意向を繰り返し示していたことが確認された。
- ・職員ヒアリングでは、令和4年度末頃までは市長は『昇降技術』を設置しない意向が強く、令和5年度に入った頃は、市長の意向が変化し、設置はするが1階までとなるだろうと感じていたとの一部職員の意見があった。
- ・市長・所管副市長・職員へのヒアリングによって、『昇降技術』をどこまで設置するのかに関して、市長は1階まで（将来の上層階は他の技術等）、所管副市長は1階まで（将来的にはより上層階への設置を見込む）、職員は可能な限り上層階までと考えていたことが確認できた。
- ・市長へのヒアリングでは、討論会以前の段階では、1階までの設置となる「雰囲気」

であり、「まあ1階だわなあ」と発言していたが、公募要件（可能な限り上層階をめざす）もあるので、2階以上は未確定との認識であった。

- ・ 所管副市長・職員へのヒアリングによって、討論会直前の段階でも、所管副市長及び職員は、市長の考えは変わることはないだろうと考えており、1階までという市長の指示を受ける想定で方針決定の準備作業をあらかじめ進めていたことが確認された。（参考資料12：名古屋城木造天守のバリアフリーの方針（令和5年5月30日実施の市長レク資料））
- ・ 所管副市長・職員へのヒアリングによれば、所管副市長からの指示により、討論会の企画検討においては、市民意見の対立構造があり市の方針決定のための意見聴取を行う点で共通するとの認識で、令和5年5月13日開催の木曽川水系連絡導水路意見交換会（令和5年4月10日に公表）と整合するよう進めることとしていたとのことであった。
- ・ 討論会当日の市民の質問や表明意見、終了後の感想記入用紙を見るかぎり、多くの参加者は『昇降技術』の設置が決定事項であるとは認識していなかったと考えられる。

ウ 評価

『昇降技術』については、「付加設備の方針」により、可能な限り上層階まで昇降できる技術として公募し選定したものである。そのため、改めて市民からの意見聴取を行う必要がないとも考えられるところ、市長は、付加設備の方針どおり、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指す認識ではあるものの、その手段として、他の技術を模索していたものと思われる。付加設備の方針の解釈は行政主体において行うものであり、当検証委員会が行うものではないが、市民が付加設備の方針を見たうえで公募要項（参考資料10：公募要項抜すい（「1－2目的」、「2－1募集する技術」））を見れば、公募によって選定された『昇降技術』は、可能な限り上層階まで設置するものと考えてのが通常であるが、『昇降技術』について改めて問われれば、『昇降技術』を設置しないこともあり得るということも含めて問われていると解釈する市民がいたとしてもやむを得ず、その意味において、正確な情報提供を行うということができていなかったと言える。

その上でさらに、可能性がない「設置しない」という選択肢をアンケート項目に置いたことで、『昇降技術』の設置が決まっていなかったのであれば、設置しないという判断を市長に求めるために議論が先鋭化することは十分に想像ができ、そのことが差別発言につながってしまった側面は否定できない。

『昇降技術』をどこまで設置するのかを市民に問うのであれば、「設置しない」という選択肢を置くべきではなく、どこまで設置するのか具体的な階数を示した選択肢を置くべきであったが、実際には、文化庁への提出スケジュールを優先するため、技術的にどこまで設置できるのかわからないまま市民に意見を聞くことになった点も、市民を誤認させた一因であると考えられる。その点では、アンケート協力お願い文に明記されていた意見聴取の目的として「どこまで設置するのか」という表現がアンケート送付までの検討段階で削除されていたことも同様である。こうした点については、市長レクを経た後に変更されているため、その変更理由を明らかにすべく具体的な指示や議論などを確認したところ、記録がなく詳細がわからないとのことであったが、変更前の案は所管副市長まで合意していたことからすると、現段階での調査においては、少なくとも、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が関係しているのではないかと推認せざるを得ない。

また、この『昇降技術』については、障害者団体等からの意見聴取を経るなど、「高齢

者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の趣旨に沿って実施した公募で選定されたものであるとともに、エレベーター設置を希望する市民と焼失前の姿を希望する市民の対立する意見があった中で、その意見対立を解消するため、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を市が求めてきた結果であったが、こうした経緯等が市民に広く周知・認識されておらず、『昇降技術』が一般的なエレベーターと同一視されているような状況下で、アンケートに「設置しない」との選択肢があったことで、エレベーター設置に関する意見の対立が、本来、『昇降技術』をどこまで設置するのか意見聴取するための討論会にも持ち込まれ差別発言を生じる背景になったものと考えられる。

この『昇降技術』については、バリアフリー法上のエレベーターとは異なり、木造天守内部の柱や梁などの主架構を変更せずに設置し、また、取り外すこともできることから、市としては史実に忠実な復元として整理（参考資料13：焼失前の天守に対する木造復元天守の主な変更事項）されており、この点は、階段手すり、非常放送設備、照明設備の設置や畳敷きの設置階などと同様であるが、そうした説明が市民に対してほとんどされていないことから、結果として焼失前の姿との違いとして『昇降技術』のみが注目され、その利用頻度が高いと想定される障害者が特に矢面に立たされてしまった面も否めない。

差別発言の内容を見る限り、『昇降技術』がなければあたかも焼失前の姿と同一に復元されるものと認識されていることがうかがえるが、『昇降技術』の設置に反対の意見が多く届いた時点で、広く市民の意見を聞くことよりもまず先に、史実に基づく復元にあたり、柱や梁を取り除かずに設置できる技術であることの市民理解・認識を広げるべきであって、そうした意見の対立の延長線上と受け止められない配慮が行き届いた意見聴取とすべきであったと思われる。

また、討論会が、本来、『昇降技術』をどこまで設置するのかの意見聴取であれば、木曾川水系連絡導水路事業への参画か撤退かで対立する市民意見を聞くための意見交換会と同様の企画・運営にはなり得ないと考えられる。しかしながら、同時期に開催の木曾川水系連絡導水路事業意見交換会の企画・運営を確認していたことからすると、所管副市長や職員においても、意見聴取の目的として『昇降技術』を設置するかしないかの意見を問うものという認識が一時的にあり、その意識が、討論会の準備にも影響を与えたのではないかと考えられる。

(2) 「討論会」の名称

ア 問題意識

討論会は、復元する名古屋城の木造天守において、公募により選定された『昇降技術』をどこまで設置するのかを市が最終的に判断するために企画されたものであり、意見聴取するのは、名古屋城のバリアフリー全般に関する内容ではなく、『昇降技術』に関する内容であって、その意味では、「バリアフリー」とする名称は、必ずしも適切なものではなかったと言える。

さらに重要なことは、意見聴取という趣旨からすれば、「意見交換会」等の名称により開催されることが適切であると考えられるところ、実際には、「討論会」の名称で実施している。これによって、意見が異なる市民同士で討論を行うことが予定されているような意味合いが含まれ、参加した市民の意識に影響を与え、対立意見の応酬となる素地を作ってしまう、その結果として、差別発言が発せられる契機となってしまったのではな

いかと考えられる。こうしたことから、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」という名称が及ぼした影響について、検証を行うこととした。

イ 検証結果

- ・ 参加申込書の参加動機欄には、「討論内容に関心があるため」「…バリアフリー設置案に反対するため」といった記述がみられ、参加者が“討論”の場を意識していたことが伺えた。
- ・ 参加申込書と同封のアンケート協力お願い文では、「希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。」と明記していた。
- ・ 企画当初、木曽川水系連絡導水路事業に関する名称は未確定であったため、過去に行われた同種の会（平成21年8月2日開催の木曽川水系連絡導水路事業公開討論会）の名称を参考に、「討論会」にしたものと推察される。
- ・ ただし、木曽川水系連絡導水路事業に関する名称は、最終的には「意見交換会」となった。
- ・ 職員の多くは、討論を行わないのに「討論会」という名称であることに疑問をもっていたにもかかわらず変更するには至らなかった。その理由としては、すでにアンケート協力お願い文などに「討論会」の名称を明記し外部に周知していたことによる。
- ・ アンケート項目では、「現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリー」も聞いているが、職員としては、討論会の目的は『昇降技術』についてと認識していた。
- ・ 参加申込書と同封の資料やアンケートも『昇降技術』に関する内容であった。
- ・ 討論会終了後の感想記入用紙（参考資料14：感想記入用紙の記載内容）を見る限り、エレベーターや『昇降技術』に関する内容と受け止めていた方が多いと思われるが、バリアフリー全般のご意見を書かれていた方もいた。

ウ 評価

討論会という名称で開催した以上、参加する市民が討論の場であると認識するのは自然なことであって、議論を“戦わせる”という意識に影響を与え、対立する意見の相手に強い主張を行う展開を招いたことが、差別発言が発せられる契機になったとの可能性は否定できない。

アンケートや討論会資料でも、『昇降技術』に関する内容が中心で他のバリアフリーに関する内容がほとんどなかったため、“バリアフリーに関する”市民討論会との名称は、内容と不一致であったと言える。討論会参加者は、無作為抽出により選ばれ、アンケートが郵送された市民のみであり、前提として『昇降技術』に関する資料提供を受け、『昇降技術』に対する自己の考えを回答したうえで、直接、市に対して意見を述べることを希望した市民であることから、『昇降技術』に関する議題の認識でいた可能性は高いとも思われる。しかし、そもそも、市民にとっては、まずタイトルを見て興味を持ち、内容等を見て参加を判断すると思われることから、市が討論する場ではないと認識しながら「討論会」の名称で実施したことは、市民を誤認させることであると言われてもやむを得ないものであり、本来、タイトルと内容が不一致であることは不適切と言える。

より上層階へ昇るための手段としてエレベーターを設置しない代わりに、史実に忠実な復元を公募の要件として選定した『昇降技術』を設置することの市民理解があまりなされていない段階で、“バリアフリー”の名称を十分に検討することなく使ったことで、意見の対立が持ち込まれる背景になった可能性がないとは言い切れない。

背景に意見の対立があるテーマを扱う以上、名称に対して市民がどう受け取るか、市民への影響という視点を欠いてはならないと考える。名称は、一旦外部に公表した後だとしても修正できないものではなく、事業内容に即した名称へと変更されなかったことは、討論会に対する事業の意義などの点で意識が薄かったと言わざるを得ない。

2 事前の準備

(1) 毎年実施してきた市民向け説明会とは異なる特殊性

ア 問題意識

今回の討論会は、無作為抽出の市民5000人にアンケートを送付し、その中から参加申込のあった方を対象に行い、市民の考えを直接聞くというものであった。平成30年1月以降、毎年実施している名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会（以下「市民向け説明会」という。）とは異なる試みとして実施する以上、参加者の考え方の傾向や発言内容なども異なることが考えられるにもかかわらず、これまで問題が発生しなかったから、今回も発生しないだろうと従来と同じような意識で事前準備をしていたのではないか。そうした差別発言の発生を想定できなかった背景について検証した。

イ 検証結果

- ・ 無作為抽出によりアンケートを送付し、その中から参加者を決定する方法は、市では、通常、実施していない特殊な方法であった。
- ・ 毎年実施している市民向け説明会は、希望者による自由参加であり、今回の討論会とは参加者の傾向が異なる。
- ・ 委託業者は、市の事業において、平成25年度に無作為抽出でアンケートを送付し市民ミーティングを実施した経験があった。（参考資料15：名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書）（参考）過去の事例）（令和5年3月15日実施の所管副市長レク資料）、参考資料16：みちまちミーティングの開催）
- ・ 市から市民へ説明を行う市民向け説明会は毎年実施しているが、その際は、市民へ市が事業内容等を説明し、それに対して市民から市が質問を受ける形式であって、意見聴取という方式では実施したことがなく、準備段階から委託業者に依存する状況であった。
- ・ 毎年実施している市民向け説明会と同様の意識で準備を行っており、市民意見の対立によるトラブルを想定していなかった。
- ・ 令和5年1月に実施した市民向け説明会において、質疑応答の際に、特定の意見による一方的な雰囲気になっていなかったことから、今回もそのような雰囲気にはならないと考えていた。

ウ 評価

名古屋城総合事務所にとっては、市民から意見聴取をする会の運営は未経験であったが、毎年実施している市民向け説明会等で司会進行に慣れている委託業者への信頼感から、基本的には、委託業者からの提案を受けて市が確認し、修正をするという流れを繰り返す形で企画が進められてきた。しかし、特に、これまで実施していない運営方法であったのであれば、トラブル対応等も含めて、これまで以上に事前準備等で注意する必要があり、市民が自由に発言する場としてあらゆる可能性を想定した確認・準備を委託業者とともにすべきであったと考えるが、不十分であった。

この点について、スケジュール設定として後述するが、職員は、討論会事業に対する

スケジュールの厳しさや業務への負担感を非常に強く感じており、事前準備において、さまざまな想定ができない状態に陥っていたものと考えられる。こうしたことから、委託業者を頼る中で、責任の所在が不明確となり、場のコントロール・進行のチェックに甘さ・油断が生じていた面は否定できないものと思われる。

(2)問題発生 of 想定

ア 問題意識

討論会では、過去からの意見対立が背景にあることからすれば、市民同士で対立する意見が表明される可能性は十分に予見できたはずであり、問題が生じないよう十分な事前準備をしていたのであれば防ぐことができたかもしれず、仮に問題が生じたとしても、より適切な事後対応ができたとも考えられる。実際に、討論会参加申込書（参考資料17）には、「参加動機」の記入を求めており、その記載内容を精査し、参加者の強い主張や考え方を関係者間で共有できていれば、討論会の進行上の対策を検討することもできたと考えられる。

また、討論会は、市民の意見聴取としてアンケートで聞いたうえで、再度、市民の生の声を市長に聞いてもらう目的でもあったとのことであるが、市民が市長に生の声や思いを聞いてもらうため強く訴えることも十分想定されることから、そうした点について、検証した。

イ 検証結果

- ・ 対立する強い意見は想定していたものの、毎年実施している市民向け説明会での経験上、厳しい意見は市に対して行われるものと考えており、実際に市に対して厳しい意見をこれまで何度も受けた経験を重ねていることから職員は十分対応できると認識し、市民同士で言い合うことは、想定していなかった。
- ・ 過去の市民向け説明会では、市長の木造復元に対する考えに対して厳しい反対意見が出されることも多く見られていた。
- ・ 参加申込書の「参加動機」欄の記述（参考資料18：市民討論会参加申込書の項目（抜すい））の中には、「障害者に配慮する、その考え方に疑問を持ったから・・・（中略）・・・障害者が権利を主張するのでしょうか。そもそも木造の天守は現在の建確（建築基準法第6条1項）に当てはめられない建物のはず。名古屋市がどちらにしたいかはっきりしないからこういう事になる。」というような一定のリスク発生を想起しうる記述もあった。（56名の参加申込者のうち参加者は36名のため当該意見提出者が参加したかどうかは不明）
- ・ 職員は、参加動機欄に目は通していたが、特別な意識や情報共有をすることなく、参加申込書の他の欄（主催者に配慮してほしいこと）の方に注意が向いていた。
- ・ アンケートで意見をいただいた方の中から、討論会を開催して改めて意見を聞く目的としては、直接、市長に市民の生の意見を聞いてもらうことであった。

ウ 評価

討論会という名称である以上、市民が議論を戦わせる可能性は十分予見できたと考えられるし、市長が参加することにより、市長の意向に賛成の人も反対の人も市長に自己の主張を積極的にアピールしようといった意識が働き、議論が先鋭化する結果、感情的な発言等が出てくる可能性は十分に想定できたと思われる。

特に、意見の対立が背景にあるテーマのため、事前に参加者から提出された意見があったのであれば、可能な限り目を通し、必要な対応を想定すべきであったし、さらに、参加動機の記載内容を精査し関係者間で共有できていたならば、討論会の実施にあたっての人権上のリスク対策の検討や準備ができた可能性があったと考えられる。

しかし、そこに至らなかったのは、討論会に関する主体的なリスク管理の中で、人権の面での意識が低かったのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。その結果として、討論会の進行上の対策を検討することもなく、差別発言が発生した際や差別発言後に適切な対応ができないことにつながったことは否定できないと考える。

(3)スケジュール設定

ア 問題意識

討論会の準備は、令和4年度から令和5年度にまたがる期間に準備が本格化している。この時期は、人事異動により新旧担当者間で業務の引継ぎが行われるとともに、令和5年4月9日に執行された名古屋市会議員の改選に伴う対応など、相当厳しい時間的制約の中で行われたことが予想される。このような事情も一つの要因として十分な検討がなされないまま討論会の準備が進められていったのではないかとの疑問が生じる。

また、討論会の開催時期は、例年8月に開催される文化庁の復元検討委員会に間に合うようなスケジュールとして設定したようであるが、討論会開催のための準備期間として十分であったのか。一旦、文化庁への申請に合わせたスケジュールが定められた以上、名古屋城総合事務所からすれば、無理を押ししても、そのスケジュールに合わせようとするものと考えられる。

その結果、討論会の実施そのものが目的化したことや職員への負担が過大にかかって作業的に準備を進めるだけになったことで、前述の特殊性を踏まえた検討作業を十分にできなかったものと推察されるため、こうした点について検証を行うこととした。

イ 検証結果

- ・ 所管副市長からの「設置しない」又は「1階まで」で整備基本計画をまとめる指示を受け、名古屋城総合事務所はリスク評価を行い、令和5年2月7日の所管副市長レクで「大天守1階までのバリアフリー案」「市民対話を通じバリアフリー案を策定」「大天守最上階までのバリアフリー案」の3案を確認した。(参考資料19：特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画に取りまとめるバリアフリーの方針について(令和5年2月7日実施の所管副市長レク資料))
- ・ 名古屋城総合事務所としては、リスク評価として、「市民対話を通じバリアフリー案を策定」する場合については、「令和5年度に基本計画を提出できない」と考え、方針決定には約2年かかる見込みとしていた。
- ・ 名古屋城総合事務所は令和5年3月上旬、討論会の開催時期を7月下旬に設定(参考資料20：名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書)(令和5年3月10日実施の局長レク資料)のスケジュール部分抜すい)したが、所管副市長の指示で、文化庁の復元検討委員会が例年開催される8月を目標に、逆算して5月下旬に前倒しされることとなった。(最終的に6月3日となった。)
- ・ 名古屋城総合事務所からは、スケジュールが厳しいことの認識を局長や所管副市長に示していた。
- ・ 観光文化交流局内の検討では、本討論会の特殊性を十分に認識することなく、毎年実

施している市民向け説明会の経験を根拠に、8月の文化庁の復元検討委員会に間に合わせることを前提として、各時期に具体的スケジュールを落とし込んで進めることとした。

- ・ 市民討論会の実務担当職員へのヒアリングにおいては、「やり切る自信がない」「無理だ。難しい。」「大変だ」などの言葉を発しつつ、「やるしかない」「とにかく時間がない」「早くやれ」という状況のなかでこの事業に取り組んでいたことがうかがえた。
- ・ 昇降技術担当主幹の時間外労働は、4月に62.25時間、5月に81.5時間であった。
- ・ 討論会を担当する職員が所属している名古屋城総合事務所保存整備室の他の課長級職員4名には、時間外労働はほとんどなかった。
- ・ 係長級以下の担当職員3名の時間外労働は、4月に18時間、5月に13時間の者が1名、4月に52時間、5月に45時間の者が1名、4月に17時間、5月に2時間の者が1名であった。

ウ 評価

所管副市長・局長としては、毎年実施している市民向け説明会での経験から、討論会開催までの準備期間はスケジュール的に十分であると判断しているが、無作為抽出のアンケートに選ばれた市民から参加者を募る本件討論会の特殊性への考慮がされていたとは言い難い。文化庁への申請に合わせたスケジュールが優先された結果、討論会の実施そのものが目的化し作業的に準備を進めることになり、前述の特殊性を踏まえた検討作業や『昇降技術』に対する正確な情報が市民に提供されていない状況で討論会が開催されることになったものと推察される。

また、時間外労働が増加する中で、簡素な意見聴取方法への変更、あるいは、部分的にでも組織内での職員の応援・協力体制をとることも検討できたものと思われる。そして現実に、意見対立から発生する問題を想定した検討や準備を行うことができていなかった事実からすると、2か月のスケジュール短縮がなければ、その分、慎重な運営上のリスク想定などができ、進行面での対策を充実させることができた可能性もあったと考えられる。

名古屋城総合事務所の職員は、令和5年3月10日の企画から討論会開催までの間に、市長・所管副市長・局長へのレクが計31回行われ、繰り返し提案の修正・再提案を行う必要があった。年度をまたぐ企画検討のため、局長や主担当者の人事異動による職員体制の変更による各職員への負担の重さは想像に難くない。名古屋城のバリアフリーに関することは、意見の対立が存在する事項であり、職員は、4月の人事異動で職員の入替わりがあったものの、その背景事情や『昇降技術』の設置に向けて進めてきた経緯を関係者が十分に理解したうえで、様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、入念に準備する余裕がなかったことが、参加市民への配慮やさまざまな想定に至れなかった一因であると推察される。

(4)委託業者との連携体制

ア 問題意識

討論会は、市において立案されているが、討論会での意見聴取の前提となるアンケートの作成や司会進行など会の運営は委託して進められていることから、委託業者との間で、討論会の目的や、参加者の動機の共有、意見対立による問題が生じた場合の対応策を含めた当日の進行等、十分な連携がなされたかについて、検証した。

イ 検証結果

- ・ 職員ヒアリングでは、毎年実施している市民向け説明会を実施してきた委託業者への信頼がうかがえた。
- ・ 市と委託業者の担当者は、週一回程度、直接会って打合せを行っていた。4月11日（アンケート最終確認、討論会作業イメージ、今後のスケジュール）、4月27日（説明資料、シナリオ等）、5月10日（市民討論会参加者宛案内、タイムスケジュール、進行シナリオ、説明資料等）、5月16日（アンケート集計速報、進行シナリオ、説明資料、ZOOMテスト等）、5月24日（説明資料、当日配布資料、YouTubeライブ配信等）、5月29日（質問シート、YouTubeライブ配信テスト等）
- ・ 市は、毎年実施している市民向け説明会と同じような意識で検討・打合せを行っており、参加者決定方法の違いにより参加者の傾向も異なることや、市民から意見を聞く形式という点で、これまでとは異なる運営や想定が求められるところ、新たに必要となる対応については十分な打合せや検討は行われていなかった。
- ・ 討論会の目的に関連して、『昇降技術』の設置自体が決定していることについて、打合せする中で委託業者も理解しているだろうとの認識で、市から委託業者へ明確には伝えていなかった。
- ・ 委託業者は、『昇降技術』の設置は決定しているという認識はなかった。
- ・ 委託業者は、討論会の目的を「参加した市民が木造復元事業、『昇降技術』等について詳細な説明を受けたうえで『昇降技術』の設置の是非について議論を行い、理解を深めていく」ものと認識していたが、市はそのように認識していなかった。さらに、職員間においても、「市民アンケートの結果を公表し、アンケートに表れない生の声を聴く」「市長に市民の意見を聴いてもらい、『昇降技術』の設置についての判断材料としてもらう」など、討論会の目的についての認識が完全に一致しているとは言えない状態であった。
- ・ 無作為抽出によるアンケートで参加者を募って討論会を実施する方法は、市側に経験がないため、基本的に、委託業者の提案を受けながら進めていた。
- ・ 討論会での市民の発言について、委託業者からは、「司会が質問票を読み上げ、書いた人をあてて補足をしてもらう。」形式で提案していたが、市側から挙手制とするよう指示していた。
- ・ 「市民から様々な意見が出る可能性は織り込み済み」と市から委託業者へ連絡していたことから、市も委託業者も一定のリスクを感じていた。
- ・ 討論会の冒頭で、司会から参加者に「質問・意見用紙」の記入をお願いし、休憩中に回収して後半の討論会で一部を紹介することは伝えていたが、記入された内容を紹介する際、記入者へ補足説明を求めることは事前に説明をしておらず、質問・意見を紹介していく進行の途中で参加者に発言をお願いしていた。
- ・ 委託業者は、市の事業において、平成25年度に無作為抽出でアンケートを送付し市民ミーティングを実施した経験があった。
- ・ 委託業者が提案した当初の企画段階では、「市民ミーティング」として、ワークショップ形式で市民が意見を出し合い相互理解を深め結論を出していく方法であったが、最終的には、市が意見を聞くという形式になった。（参考資料15：名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書）（（参考）過去の事例）（令和5年3月15日実施の所管副市長レク資料）、参考資料16：みちまちミーティングの実施）

ウ 評価

市と委託業者において、運営上、予定されている事項の検討が中心となり、いわゆる想定外の事態についての考えまで及んでいなかったが、本事案のような過去からの意見対立があり人権上の配慮が必要な事案では、特に、主催者である市が責任を持って必要なリスク管理や対応を指示すべきであった。

市民の発言については、当初、意見・質問用紙に書かれた中から委託業者が意見質問の内容を確認・選択して指名する方式が提案されていたが、市からの指示により参加者の挙手による自由発言を許可する方式へと変更していた。しかし、当日には、意見質問用紙に書かれた中から委託業者が指名し、記入した参加者に補足説明を求める方式に変更されるなど、事業に係る関係者間の準備に際しての意思疎通の不十分さもうかがわれた。その結果、仮に匿名と思って意見・質問用紙に記入していた参加者がいた場合に、突如補足説明を求められれば会場で記入者として判明してしまうことになるなど、配慮に欠ける運営となっていた。

委託業者の企画当初のイメージとは、異なる形式となったため、より綿密な打ち合わせや意識のすり合わせが必要であったが、それが十分にできていなかった。具体的には、アンケートで一度意見を聞いているにもかかわらず、改めて討論会の場で意見をいただく趣旨について、委託業者と市、また職員の中でもずれが生じており、また、委託業者が長年にわたり木造復元事業に携わってきたことへの信頼から、市側が討論会の目的を明示的に委託業者との間で確認していなかったことが、各検討の詰めや運営の方向性、各種判断に影響を与えたと考えられる。

そして、意見の対立が背景にあるテーマであったにもかかわらず、委託業者においては、差別発言は別として、討論会の中で市民同士が意見を言い合うことについて大きな違和感はなく、市としても直接自由な意見を発言してもらうことに気がまわっており、これらのことは、さまざまな想定ができなかった背景にもなっていたと考えざるを得ない。

(5)本件討論会における人権上のリスクへの対応想定

ア 問題意識

市には、差別事案が発生した際の対応マニュアルがあるものの、討論会では差別発言が発生した際や討論会終了時まで適切な対応ができていなかった。討論会でのテーマからすると、同マニュアルをもとに準備段階から障害者への差別事象を想定した予防的な対応の検討をしておくことで、発生した差別発言に対して適切な対応につなげることができたのではないかと考えられる。

また、YouTubeでライブ配信を行っていたが、ライブ配信する以上は、殊更、不測の事態に備え、十分な検討と準備が不可欠である。なぜなら、不測の事態が発生した場合、その情報がインターネットにより世界発信されることで、さらなる人権侵害の拡大につながるおそれがあるためである。そうした人権に対する強い意識があれば、討論会の運営進行全般にわたって注意を払うことができたのではないかと考えられるため、こうした点についても検証した。

イ 検証結果

- ・ 差別事象マニュアルに対する関係職員の認識が薄かった。
- ・ 差別事象マニュアルの内容は、咄嗟のときに使えるような実践的なものではなかった。

- ・ YouTubeでのライブ配信は、1か月前になって市から委託業者に求めた。
- ・ 毎年実施している市民向け説明会では録画配信を行っていた。
- ・ 個人が特定されないようにといったプライバシーの配慮については市と委託業者で打合せ等されていたが、不測の事態は想定していなかった。

ウ 評価

差別事象マニュアルの存在は認知されていても、その内容について周知が不徹底であったことは、差別があらゆる場面で行われる可能性があることからすると、関係職員の人権意識の点で非常に大きな問題と考えられる。一方で、存在は認知していても内容がよく知られていないということは、問題意識があったとしても、その内容が関係職員に現実的に役に立つものと受け止められていないという一面もあったと思われる。

マニュアルの内容については、ある程度の汎用性は必要だとしても、実際の現場で、いざ職員が問題を目の前にして判断して使える内容である必要がある。差別発言が、意図的に行われたのか一時的な感情で行われたのか、周囲に多くの人がいるのかどうか、どういう場面で差別が発生しやすいのかなど、さまざまな現場で応用できる内容のマニュアルが作成・周知徹底され、十分に認識されていれば、差別発言が誘発されないような討論会の進行や、差別発言が起こった事後に何らかの対応ができたものと考えられる。

また、YouTubeのライブ配信は、企画当初には予定されていなかったが、市に求められた以上、委託業者からすれば、ライブ配信の実施を検討せざるを得ないが、それに伴うリスク管理を含む責任の多くは、市にあるものと認められる。それにもかかわらず、情報が世界発信されることによる影響について、市側が意識していなかったことは、討論会全体にわたって人権問題に対する意識が低かったことの一つの表れと考えざるを得ない。

3 当日の運営の実施・責任体制

(1) 運営・進行

ア 問題意識

討論会の目的が、本来、『昇降技術』をどこまで設置するのかについての意見聴取であれば、市民の発言は、1階や5階など、設置する階についての意見であるはずなのに、実際には、市民からは『昇降技術』の設置自体やバリアフリー整備の方針そのものについての意見が中心であった。こうしたことから、討論会の目的が市民に理解されていないまま運営・進行がされていたのではないかとの疑念が残る。

設置しないことを求める意見について、仮に意見は意見として承るとしても、その際、市として設置は決定していることを丁寧に説明していれば、差別発言が起こらなかった、あるいは繰り返されなかった可能性があったと思われるが、結果としてそうした説明をしなかったことで、事実上、討論会が意見の対立を受け入れているような場となったと考えられる。そこで、討論会の目的を市民に十分に理解していただくような適切な運営・進行が行われていたかについて、検証を行った。

イ 検証結果

- ・ 討論会の中で「エレベーターの設置は決定しているのですか」という市民の質問に対して、「市民の皆様からのご意見をまずはお伺いしたい・・・エレベーターの設置については、そこからまたご意見を聞いて考えてまいりたい」（主幹）と回答していた。（参考

資料21：市民討論会会議録（17頁抜すい）

- ・ 討論会の中で「本討論会で意見対立しているのでしょうか、この問題設定がよくわかりません」という市民の質問に対して、「最終的にこれからどういうふうに『昇降技術』を活かしていくのか、活かさないのか、そういったことについての我々としてしっかり市民の皆様のご意見を参考にさせていただきたい」（所長）と回答していた。（参考資料22：市民討論会会議録（20頁抜すい））
- ・ 討論会の中で「外付けのエレベーターは計画していませんか」という市民の質問に対して、過去からの検討結果として外付けのエレベーターは付けないこととした経緯を説明したのち、『昇降技術』について「ご意見をいただきながら、しっかり考えさせていただきたい」（主幹）と回答していた。（参考資料23：市民討論会会議録（23頁、24項抜すい））
- ・ 討論会の中で「今日の会議がこのまま終わると・・・ユニバーサルデザインとかそういう話じゃないんですよ。エレベーターを付けるか付けないかって話をしてるんです」という市民の意見に対して、討論会の目的として、公募で選定された『昇降技術』の設置を前提として、どこまで設置するのかの意見聴取であることを説明していない。
- ・ 討論会での市民の意見としては、エレベーターあるいは『昇降技術』について、設置するか、設置しないかの議論となっており、設置を前提にどの階まで設置するのかの視点での意見はなく、市からの回答にもそうした補足説明はなかった。
- ・ 討論会での意見やアンケート等を見ると、『昇降技術』が、史実に忠実に復元するためエレベーターを設置しない方針のもとで公募により選定された新技術であることが、市民には十分に理解されていなかったと思われる。
- ・ シナリオ上、討論会の発言について「昇降機は付けない派、1階までバリアフリーにする派、5階まで付ける派のバランスを見てみる」となっていた。
- ・ 討論会で読み上げた「質問・意見用紙」はどのような観点で選んでいたのか確認したところ、「『昇降技術』の設置について賛成の意見、反対の意見のどちらかに偏らないよう配慮いただくよう委託業者とは打ち合わせを行っていた」とのことであった。

ウ 評価

討論会当日の市民の発言や質問・意見用紙、終了後の感想記入用紙を見るかぎり、多くの参加者は『昇降技術』が公募によって選定され設置が決定しているものであることを認識していなかったと考えられる。前述のとおり、アンケート協力お願い文、アンケートの選択肢や討論会当日の職員説明においても、市民にとっては、昇降技術を設置しないことも含めて意見聴取する討論会と受け止められる内容であったことで、意見の対立が再燃する余地を生み、そこから対立意見を強く表明する中で差別発言につながってしまった面も否めないと考える。

この点については、外付けエレベーターを求める市民の意見に対し、市は、方針として外付けエレベーターを設置しないことの説明を行ったが、逆に、バリアフリーを不要と求める市民の意見に対しては、市は、方針として『昇降技術』の設置は決定しているとの説明をしなかったことは、公平性の点で疑問がある。また、市の方針に反対の市民も当然いるので、市民の忌憚のない意見を聞くという趣旨で、意見聴取の目的に合わない意見であってもそのまま受け止めるという運営も考えられるが、今回は、対立する意見の一方には否定する説明をし、他方はそのまま聞く対応をしており、やはり公平性の点で疑問がある。こうした姿勢が、バリアフリーを求める市民意見を否定しやすくする

雰囲気にもつながった面も否めない。

その他、市民からの質問や市民意見を受けた後で、討論会の目的についての確に説明できる場面はたびたびあったと考えられるが、それをしなかったことも、差別発言につながる一因となったと考えられる。

そもそも、公募で選定された『昇降技術』については、エレベーターを希望する市民と焼失前の姿を希望する市民の対立する意見がある中で、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を市が求め障害者団体への意見聴取など時間をかけて検討し進めてきた結果であるが、その経緯等が市民に理解されていないまま議論が進められていたものと思われる。

意見聴取のきっかけは、昇降技術の設置に賛成・反対という論点から始まっていたが、意見聴取の本来の目的は、『昇降技術』の設置を前提にどの階まで設置するかという論点であり、そのずれが、討論会の企画運営に影響（アンケート協力お願い文に記載の討論会の目的に関する記述、アンケート選択肢、討論会での職員説明など）して、参加市民に討論会の趣旨を誤認させ、引いては差別事案の発生につながったという面もあると考える。

また、昇降技術をどこまで設置するのかをバランスよく聞くのであれば「1階まで派」か「5階まで派」のいずれかを聞くことになるはずである。討論会の目的外の市民意見も含めて自由に聞く趣旨であったとしても、『昇降技術』を設置しないことと外付けのエレベーターを設置することの両意見に対し異なる対応をしたことは、付加設備の方針でエレベーターを設置しないことの代替として新技術の開発を定めている点からも、バランスを欠くものである。

その他、『昇降技術』の設置について賛成の意見、反対の意見のどちらかに偏らないよう配慮いただくよう委託業者とは打ち合わせを行っていた」とのことであり、1階と5階など設置階に偏りがでないような打ち合わせとなっていなかったことから、事実上、設置に賛成か反対かの意見を聞く運営となっていたと考えられる。

なお、討論会において、事実上、昇降技術を設置しない意見を聞く運営がされていたが、市長レクで市民あてのアンケート等に「設置しない」可能性もあるような表現に修正されていた事実からすると、市長の昇降技術を「設置しない」という当時の意向が職員の意識に何らかの影響し、こうした運営に反映された可能性がまったくないとまでは言い切れないものと思われる。

(2) 差別発言への対応

ア 問題意識

差別発言を含んだ市民からの意見に対して会場から一部拍手が起きた。一般的に拍手は、意見に賛同の意を示す場合に行われるものであるが、単にエレベーター不要という点に対して賛同されたものなのか、差別発言も含めた意見全体に賛同されたものなのかは判然としないところであるが、差別発言を受けた方からすれば、障害者であることを明示された上で差別発言を受けたわけであるから、会場全体から責められる感じを受けることは、もったもなことである。そして、この拍手により、会場が差別的な発言を容認する雰囲気になっていたのではないかと感じられる。一層、市としては、明確に差別は許されないという立場を鮮明にし、市民の人権を守るスタンスを示すことが当然に求められたはずである。こうしたことから、市が差別発言をなぜ止められなかったのか、拍手があった後や差別発言後、あるいは会終了時に何らかの注意喚起やおわび等のアナウ

ンスができなかったのか、それらの原因について、検証を行った。

イ 検証結果

- ・ 相手をおとしめる発言や差別発言を含む意見に拍手が起きた後も、そのまま運営が継続され、会は終了した。
- ・ 最初に差別発言をした方（市民F）の発言時、市民Eとの言い合いになって、職員が止めに入って一旦おさまった。
- ・ 2名の参加者（市民F、市民G）が差別発言を行ったが、その直後、最終発言となった参加者（市民H）が対立意見をまとめた意見（参考資料24：市民討論会会議録（27頁抜すい））を述べられたことにより場がおさまって安心したとの認識もあった。
- ・ 差別発言をした方の発言には、「河村市長が造りたいと言ってるのは、エレベーターも電気もない時代に造られたものを再構築するって話なんです」「家康が造ったそのものを作る。（中略）エレベーターは必要ない」という、市長を明示した発言や日頃の市長発言を意識した表現も見られた。
- ・ いわゆる差別用語については、これまで一度も聞いたことがないため知らなかった職員が複数いた。
- ・ 委託業者は当日の運営・進行全般の役割を果たすことに注力しており、討論会当日の差別発言があまり聞こえておらず、翌日の報道で詳細を知ったとのことであった。
- ・ 司会の委託業者は、差別発言であると認識ができなかった。また、市民が思いを持って参加し発言しているのを、主催者の市ではなく司会の権限で止めてよいのか戸惑いがあった。
- ・ 討論会終了後に参加者が会場から退室する際、職員は、差別発言を受けた方に対して誰も声掛けをしていなかった。
- ・ 市長や職員・委託業者の誰もが、本件討論会の意義として、無作為抽出によって普段、意見表明をされない市民が参加し自由に発言するという非常に高い価値を認めていた。
- ・ 検討の段階でも、参加希望者が定員100名に満たなかったことに対し、広く市民の意見を求めるのであれば追加募集も考えられたが、無作為抽出の参加者であることの有意性を優先し追加募集は行わなかった経緯があった。
- ・ 毎年実施している市民向け説明会では、賛成・反対の両極端の参加者ばかりであったため、市長・所管副市長・職員は、偏りのない意見を持つ参加者を期待していた。
- ・ 名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーの検討に関しては、これまで健康福祉局とも連携し、障害者団体等へ説明し意見を聞きながら進められてきたが、令和4年12月の障害者団体連絡会での名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の結果等の説明以降、名古屋城総合事務所と健康福祉局との連携や情報共有ができていなかった。そのような中、討論会には、障害者差別解消の担当職員が出席していたが、名古屋城総合事務所が要請したわけではなく、傍聴者として自主的に参加していた。（参考資料3：名古屋城バリアフリーに関するこれまでの経緯）

ウ 評価

差別発言を含む意見への拍手について、市からのアナウンスも特になかったことから、参加市民としては、意見の対立が意識され、差別発言も含めた意見全体として賛同が一定数あると感じ、会場が差別的な発言を容認するような雰囲気となってしまう可

能性がある。主催者としては、参加するすべての市民が相互に尊重し合い、安心して議論することができるように参加者の協力を求めるアナウンスを伝え、主催者の意思を明確に届ける必要があったと考える。

司会進行は、差別発言などの会の進行が脅かされる事態が発生した場合でも適切な対応を行う必要がある。しかし、会の運営に対する責任は主催者である市であるにもかかわらず、事前に市が差別発言発生の可能性について認識し、委託業者へ適切な対応を指示していなかったことは、会の円滑な運営に対する市の認識不足であったと考えられる。

職員が適切に動けなかった理由として、ヒアリング結果からは、差別発言などがあった場合の事前の想定、シミュレーションができておらず、身体が動かなかったということがあげられるが、市民が言い合いをしているところに職員が止めに入って一旦その言い合いがおさまったことや、2人の差別発言の直後に発言した市民が、対立意見をまとめるような意見を述べられたことで討論が終了し安心したというような意見も聞かれたことからすると、討論会を無難に終えることばかりに気が向いていたのではないかと推察される。差別発言を受けた方へ討論会終了後にでも駆け寄ることができず、また、その場でおさまっても、差別発言を受けた方や参加者、視聴者にとって差別発言があった事実は残ったままであり、職員として差別発言に対する問題意識が欠如していたと言わざるを得ない。

また、参加者間での言い合いが不適切であるとの認識はあったが、その中に差別発言が含まれていたという認識が、当日の職員にどの程度あったのか、討論会終了後に差別発言を受けた方へ駆け寄ることもなかったという事実からも疑問が残る。本来、主催者である市が差別を容認していないことを、速やかに市の姿勢として毅然と示すことが必要であったはずである。

なお、無作為抽出で選ばれた市民に自由に発言いただくことについて市長が非常に重き価値を置いた発言を検討段階からしており、職員も委託業者も同様の認識でいた。そうした市長や職員が非常に重視する市民の自由な発言であったことから、制止や注意することに対して躊躇した面もあったのではないかと推察される。討論会の司会進行を担当していた委託業者は、市民の自由な発言に意義がある会ということで、市民の発言を制止・注意することに躊躇する場合には、ただちに市に相談すべきであったとも思われるが、タイムスケジュールの中で討論会終了までの運営を考えながら、同時並行で対応策を考えるのは難しい面もあるため、想定外の事案発生については、やはり会全体を監理する職員が直接対応し、あるいは、委託業者に指示すべきであったと考えられる。

また、市民が自由な発言をしやすい環境を整えることは重要であると考えますが、自由な発言を求めることと発言を制止することは相反するため、自由な発言を促す場合であっても、差別発言防止のために事前のアナウンスをすることは可能であり、表現の自由も、すべての市民が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが前提であることを認識する必要があると考える。

なお、調査を進める中で、差別用語については、ある意味、障害者理解が進み日常生活で見聞きする機会がなくなり、若い職員ほど知らないという状況も確認できた。そうした知識がないことも差別防止ができない一因となりうるので、差別用語に対する職員の知識・理解を深めることも必要と考えられる。

最後に、名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する検討にあたっては、以前から障害当事者からの意見と、それに対する差別的言動を含む意見による激しい対立があることがわかっており、「障害者対市民」という市民を分断するような問題になるこ

とが懸念される。市民への障害理解を進めるためにも、健康福祉局がより積極的に関わることが今後の差別事案防止・障害理解の点でも有用であると考え。また、名古屋城総合事務所は主催者として出席要請はしていなかったが、従前のように、健康福祉局と連携して取り組むことが有用であり、当日、障害者差別解消の担当職員が同席していたことから、討論会終了時や直後の対応など、相談することも可能ではなかったかと考える。

(3) 差別発言に対する市長のコメント

ア 問題意識

市が主催する討論会で差別発言があり、何も注意喚起することなく終了してしまったことは、市が差別発言を問題視していないと受け取られかねないものであり、さらには、閉会に当たって、市長が「熱いトークもあってよかった」と発言したことは、討論会で発生した差別発言を問題ないものと捉えていると考えられても仕方のないことであり、市長の認識と発言の真意について、検証した。

イ 検証結果

- ・ 市が毎年実施している市民向け説明会では、毎回、特定の意見の方が参加し、毎回同じような発言をしていたことから、今回、無作為抽出で選ばれた参加者が自由に発言する運営方法に市長は強い期待を持っていた。
- ・ 参加申込書の記入（参考資料18：「市民討論会参加申込書の項目（抜すい）」）によると、ほとんどの参加者が市民参加型の会議の参加は今回がはじめてであった。
- ・ 市長の国会議員時代の経験上、自由参加の市民集会では、特定のグループが参加し「やらせ」がありうるものと認識していた。
- ・ 市長は、差別発言が出たのは想定外だったが、無作為抽出で参加した市民が自由に発言することを大きく評価していた。
- ・ 市長は、差別発言はいけないが、それよりも、無作為抽出で参加した方が発言したことがよかったという思いが強かった。
- ・ 市長は、討論会后、会議の冒頭で、自由な発言であっても相手を尊重すべきなど注意喚起をすべきであったと考えるようになったものの、市民の自由な発言を尊重することに対しては引き続き強い思いがあった。

ウ 評価

無作為抽出での参加者決定方法や参加市民が自由に発言することについて、市長が高く評価すること自体は市長の政治スタンスにも関わることであり、当検証委員会が判断すべきことではないが、いずれにせよ、差別は人権侵害であって、いかなる場合でも許されるものではなく、差別を表現する自由というものは認められない。仮に当日の発言全体が正確に聞き取れていなかったとしても、記者会見等で、差別は許されないという市としての立場を明確に強く表明すべきであったと考えられる。

また、職員においても、差別発言が聞こえていたのであれば、仮にその場で動けなかったとしても、会議終了までに何らかの手段で市長に進言すべきであったが、その意識がなかったものと思われる。

市長の閉会あいさつを聞いている市民としては、市長が、差別発言を不適切と指摘していないことから、すべての発言を「よかった」と指していると認識した可能性もある

だけでなく、むしろ「熱い」という表現からは、過激で強い口調だった差別を含んだ発言を評価したときえ捉えられかねないため、後日であっても、差別発言に対して積極的に問題提起すべきであった。

市長の立場として、市民の自由な発言を尊重することそのものは理解できるが、公職者として、差別には、より厳しい姿勢で対応に取り組んでいただきたい。

第6. ただちに取り組むべき再発防止の方向性

1 職員研修の充実

(1) 人権意識・人権感覚の育成

人権に関する職員研修については、これまでも新規採用時のほか、係長昇任前や課長昇任時といった各階層の節目ごとの研修や各職場等の研修において幅広く継続的に実施されている。

一方、本検証の中で、人権上のリスク想定や予防対策の検討・準備が不十分であったこと、差別発言に対する問題意識や差別事象対応マニュアルの認識不足等、討論会全体にわたって関係職員の人権問題に対する意識の低さを指摘したところであり、本件事案の結果を受けて、今後、これまで以上に高い人権感覚を持って、差別発言等による人権侵害を発生させない、発生した場合においてもそれを敏感に捉えて積極的に行動できる職員の教育に市全体で取り組んでいく必要があると考える。

今回の差別事案を通して、改めて人権とは何かを自分事として理解するため、今回の差別事案及び本検証結果を確認する内容を人権科目に追加し、人権意識・人権感覚を高める取組みが必要である。また、ワークショップ等の参加型人権教育を通じて、人権の大切さを知識として知るだけでなく、習得した知識を行動に結びつけることのできる実効性のある研修の内容を検討すべきである。

(2) 障害・障害者理解の一層の促進

障害・障害者理解に関する研修については、課長級職員、窓口職員等、指定管理事業者に対して、障害者の擬似体験や障害当事者も参加するグループワークなど、受講者が主体的に考えることで、障害及び障害者理解の一層の推進を図る研修が実施されている。本件事案の結果を受けて、今後は、より広い職種への拡大や今回の差別事案の内容を盛り込む等により、障害者差別について、より一層適切に認識できるよう検討すべきである。

(3) 差別用語についての知識の普及

職員には、差別発言に対して、その制止行動をはじめ差別は許さないという市の姿勢を明確に示すことが求められている。そのためには、まずは、差別発言に敏感に反応できる意識が重要であるが、職員へのヒアリングの中では、いわゆる差別用語について、これまでの日常生活で全く見聞きしたことがなく知らなかったという声もあった。差別用語が不適切なものとして社会において用いられることが少なくなった面はあるが、差別発言に的確に対応するため、差別用語がどのような差別の意味を持ち差別の助長につながる背景などを含め、職員が、差別用語についてその本質を理解できるような方策を検討すべきである。

2 障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人

として尊重されるものである」という理念の下、障害者基本法では、基本原則の一つとして「差別の禁止」を掲げており、それを具体的に実現するための法律が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)である。さらに、市では、障害を理由とする差別の解消を一層推進していくために、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(障害者差別解消推進条例)を施行している。

また、職員が、それら法及び条例の趣旨を理解し、障害のある方に対して適切に対応するための基本的事項を記載した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(以下「市職員対応要領」という。)が定められている。今回の差別事案を踏まえ、令和5年12月に、再発防止の心構えや、具体的な対応方法等を追加した市職員対応要領の改正を行い、全職員へ周知を図ったとのことであるが、今後も会議や研修等の機会において、市職員対応要領を活用する等により、障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例の周知徹底を図っていくことが望まれる。

3 差別事象マニュアルの抜本的見直し

現在のマニュアルは、差別発言や落書き、インターネット上の書込みがあった場合の対応について定められている。

市全体で利用するマニュアルの性質上、さまざまな職場で利用できるよう一般化された基本的な考え方や対応のポイントのみを記載し汎用性を高くさせているようだが、こうした内容では実際の現場で差別が生じた場合に、必ずしも適切に対応できるとは限らず、実際に本件事案については全く活かされることはなかった。討論会開催後、一部表現の手直し等はされているが、より抜本的な見直しが必要であると考えます。

会議やイベント、YouTube等の動画配信など、広く市民が見聞きできる状況においては市民に与える影響も大きいと、そうした状況も含め実際に差別が発生しやすい場面を想定し、事前準備の心構えをはじめ、催しなどでの差別発生を予防するための発言例や差別発生時の具体的な行動例を示すなど、様々な場面で具体的に活用できるようなものとするよう検討すべきである。

4 差別事案発生防止のための体制づくり

職員がそれぞれ高い人権意識を持つことは必要ではあるが、個人にのみ期待するのではなく、組織として適切に対応できる環境づくりも必要である。

それぞれの局において、人権に関する深い知識と高い意識を持った人材を計画的に育成・配置し、局の事業運営について、スポーツ市民局や健康福祉局等の人権に関する所管部署のみに頼ることなく、人権の観点から問題点等がないか、まずは自らチェックを行い、より高度な専門的判断等が必要なものについての的確に人権に関する所管部署と連携ができる体制を構築することが必要である。また、そうした人材が身近にいることで、気軽に具体的な相談等がしやすい環境となり、所属職員の人権意識を高くしていくことにつながるものと考えます。

人材の育成方法として、単に研修受講に止めるだけでなく、初級・中級・上級など誰の目にもわかりやすい認定制度を設ける等により、職員の意欲や自信を高めるとともに、相談しやすい環境づくりのための工夫も必要である。

5 人権施策推進会議(局長級)・幹事会(課長級)の企画運営の見直し

市では、人権に関する諸施策の連絡調整及び総合的な推進を図るため、全副市長及び各局局長らで構成する「人権施策推進会議」及び課長級職員で構成し、同会議を補佐する「人権施

策推進会議幹事会」を設置している。

市民の人権は、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別(同和問題)、外国人の問題など、あらゆる市の事業に広範な範囲で関わっているが、現状、会議の実施内容は、人権施策基本方針に基づく毎年度の事業計画や実績報告を中心に行っているため、各局において会議の内容を周知したとしても、職員が直接的な業務との接点を認識しづらく、結果として十分な理解と現場での活用にまで活かせていないのではないかと考える。

したがって、改正したマニュアルを基にさまざまな職場で、実際に発生した具体的事例や、市の事業において発生しうる事例とその対応を議題とするなど、職員一人ひとりが人権問題を自分事として理解を深め、各局が事業を実施していく上でも参考にできるような実践的な会議運営を検討すべきである。

6 市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を市民みんなで実現するためには、市民・事業者に対して障害や障害者に関する正しい理解を促進することが重要である。

市では、市民・事業者が、障害及び障害のある方への理解を深めるとともに、社会的障壁を取り除くための配慮やサポート方法を学ぶことができるよう、障害のある方を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」の実施や、障害者団体等と連携した講演会やシンポジウム等の実施、ウェブサイトやガイドブックを活用した広報等により理解の促進が図られているところである。今後、市民・事業者のより一層の理解を促進するため、新たな啓発事業の実施等、関連する施策の充実強化を検討すべきである。

第7. 今後の検証に向けて

本中間報告では、討論会における差別事案の直接的な原因として、『昇降技術』が、柱や梁に影響を与えない等の条件を付すことで史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目的とした公募によって選定された事実や当該公募に至るまでの検討経緯などについて、市民に十分に情報提供や周知がなされていない状況であったこと、市長の「昇降技術を設置しない」という一時期の意向が企画運営に影響を及ぼしたこと、文化庁への整備基本計画の提出スケジュールを優先したために討論会に関する市民目線での十分な検討が行われなかったこと、また、『昇降技術』をどこまで設置するのか」という討論会の本来の開催目的が市民に十分に伝えられず、結果として、公募以前のエレベーターを設置するか・しないかという意見の対立へとつながったこと、さらには、討論会当日の運営においても、人権への配慮よりも討論会を無難に終えることに気持ちが向かっていったこと、などの指摘をしてきた。

名古屋城木造復元事業のバリアフリーに関する問題が発生して以降、市は長年にわたり、障害者団体等との話し合いをはじめ、市民説明会やワークショップなど、様々な機会を設けて当該バリアフリーに関する問題への対応を検討してきたと聞いている。

その中で職員は、障害当事者の意見を聴き、検討の際のベースとなる障害者への理解や障害者差別解消法にいう「合理的配慮」への理解も深めてきたと思われるが、多年にわたる検討の中で、人事異動等もある中、それらが事業関係者の間で正しく共有され、引き継

がれてきたのか。

合理的配慮については、障害者本人の意向を尊重しつつ、建設的対話による相互理解を通じて対応することが基本であり、昇降技術の公募も審査基準等について障害者団体等の意見を聴くなどして進められていた。それらの積み重ねがあるにもかかわらず、最終的な市の方針決定に当たり、市民意見を聴取するとして市民アンケート及び討論会を開催することの意義は何であり、それらが必要であったのか。また、障害当事者の参加を考慮しない無作為抽出という手法で開催したことが適切であったのか。

また、バリアフリーの検討に際しては、厳しいスケジュールのもと合理的配慮を確保するため、職員は検討・調整に奔走してきた中で市長や様々な立場の市民からの意見にも対応する必要があり、そのために苦悩や葛藤も少なからず抱えてきたと推測されるが、そうしたことが、討論会の準備・運営や差別発言への対応に影響を与えたのではないか。

こうした点を含め、過去にさかのぼって本件事案についてさらに検証し、全容解明につなげていきたい。

そのうえで、市民からの信頼回復に向けてさらに踏み出していくために、障害者差別解消推進条例の改正や、人権擁護のための条例制定などの提言につなげていきたいと考えている。

【中間報告で参照している参考資料】

- 資料 1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会設置要綱
- 資料 2 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針
- 資料 3 名古屋城バリアフリーに関するこれまでの経緯（令和 5 年 6 月 1 5 日実施の経済水道委員会資料・抜すい）
- 資料 4 名古屋城木造天守への昇降機設置への賛否まとめ（令和 5 年 2 月 7 日実施の副市長レク資料）
- 資料 5 市民討論会の開催に関して、市長・副市長・局長への説明や意思決定に関わった職員及び説明資料【非公表】
- 資料 6 名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い
- 資料 7 アンケート調査票
- 資料 8 アンケート調査票（案）（令和 5 年 3 月 3 0 日実施の市長レク資料）
- 資料 9 名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い（令和 5 年 4 月 4 日実施の市長レク資料）
- 資料 1 0 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 公募要項（抜すい）
- 資料 1 1 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催までの経緯（令和 5 年 6 月 3 0 日実施の経済水道委員会資料）
- 資料 1 2 名古屋城木造天守のバリアフリーの方針（令和 5 年 5 月 3 0 日実施の市長レク資料）
- 資料 1 3 焼失前の天守に対する木造復元天守の主な改変事項
- 資料 1 4 感想記入用紙の記載内容
- 資料 1 5 名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書（令和 5 年 3 月 1 5 日実施の副市長レク資料）
- 資料 1 6 みちまち市民ミーティングの開催
- 資料 1 7 討論会参加申込書
- 資料 1 8 市民討論会参加申込書の項目（抜すい）
- 資料 1 9 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画に取りまとめるバリアフリーの方針について（令和 5 年 2 月 7 日実施の副市長レク資料）
- 資料 2 0 名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書（令和 5 年 3 月 1 0 日実施の局長レク資料・抜すい）
- 資料 2 1 市民討論会会議録（1 7 頁抜すい）
- 資料 2 2 市民討論会会議録（2 0 頁抜すい）
- 資料 2 3 市民討論会会議録（2 3 頁、2 4 頁抜すい）
- 資料 2 4 市民討論会会議録（2 7 頁抜すい）
- 資料 2 5 検証のために使用した資料

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る
検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 令和5年6月3日に開催された名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」(以下「討論会」という。)における差別事案について、人権の観点から、問題点や課題等を整理・分析したうえで原因を探求して再発防止を図り、もって市民の信頼回復につながるための検証を行うため、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 検証委員会では、次の各号に掲げる事項について、調査・検討する。

- (1) 差別発言等が討論会で発生するに至った原因に関すること。
- (2) 差別発言等への職員の対応に関すること。
- (3) 前各号に関する再発防止に関すること。
- (4) その他検証委員会の目的を達成するため必要と認めること。

(組織)

第3条 検証委員会は、別表に定める委員により構成する。

- 2 検証委員会の会長は、スポーツ市民局主管副市長とする。
- 3 会長は、検証委員会を統括し、議事(第4項の議事を除く)を進行する。
- 4 会長は、第2条に規定する調査・検討にかかる議論等を監理し議事を進行する検証委員会の検証委員長を、学識経験者である委員の中から指名する。
- 5 会長は、検証委員長が必要と認めたときは、検証委員会に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めるものとする。

(会議)

第4条 検証委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 スポーツ市民局主管副市長は、緊急やむを得ない事情があるときは、検証委員会の会議開催に代え、書面等により、個別に委員の意見を聴取することができる。
- 3 会議については、原則として公開とする。ただし、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当する事項を審議する場合等、検証委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(作業部会)

第5条 検証委員会には、会長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、検証委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第7条 委員（行政職員を除く。）には、謝金を支払うことができる。その額は、日額 12,600 円とする。

2 委員以外の者が、第3条第5項の規定により検証委員会に出席した場合には、前項の規定を準用する。

(庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、スポーツ市民局人権施策推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

別表

区 分	氏 名	所属・役職等
学識経験者	浅田 知恵	愛知教育大学教授
	小林 直三	名古屋市立大学大学院教授 名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会委員
	田中 伸明	弁護士 内閣府障害者政策委員会委員 名古屋市障害者差別解消支援会議委員
行 政	杉野 みどり	副市長
	鳥羽 義人	スポーツ市民局長
	平松 修	健康福祉局長
	杉浦 弘昌	総務局長

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。

その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。

したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

【令和5年6月15日 経済水道委員会資料（抜すい）】

参考 名古屋城バリアフリーに関するこれまでの経緯

区 分	内 容	
平成30年度	4月 ○第1回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・天守閣木造復元の方針、バリアフリーの検討状況を報告 ・障害者、高齢者、技術開発関係者、市民からの意見等を報告	
	5月 ○「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表	
	7月 ○第1回バリアフリー説明会 ・階段の昇降技術を持つ企業4社から、障害者団体に対し、その技術・製品の説明を受け、障害者団体から意見聴取	
	11月 ○第2回バリアフリー説明会 ・パワーアシストスーツ、段差解消機、はしご車の企業から説明を受け、障害者団体から意見聴取	
	12月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募スキームの検討状況を説明
		○第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・木造天守閣の昇降に関する付加設備の検討状況と、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」、昇降に関する公募スキーム等について説明
2月 ○障害者団体が市民署名13,674筆を提出		
平成31年度／令和元年度	4月 ○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行	
	6月 ○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の方針について説明	
	7月 ○障害者団体が市民署名追加5,911筆 計19,585筆を提出	
	8月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募実施概要について説明 ・史実に忠実な復元とバリアフリーの両立、部門分け、審査基準、ワークショップの実施等について
		○名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体から意見聴取
	○市長コメント公表「竣工時期を延ばすこととした」	

平成31年度／令和元年度	10月	○第3回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・第2回バリアフリー検討会議以降の状況 ・8月の障害者団体とのワークショップの成果 ・名古屋城木造天守閣「階段体験館」ステップなごやの竣工
	11月	○公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体から意見聴取
	12月	○障害者団体連絡会へ出席 ・第2回審査基準作成ワークショップ及び第3回バリアフリー検討会議の報告
	1月	○日弁連から「人権救済申立事件について（照会）」收受、3月に回答 ・平成31年1月の障害者団体から日弁連への申立に伴う照会
令和2年度	8月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の概要について
	9月	○障害者団体より要望書を受領し、回答
令和3年度	7月	○障害者団体より質問事項を受領し、意見交換を実施
	8月	○障害者団体より要望書を受領し、訪問回答
	12月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の内容について
		○障害者施策推進協議会へ出席 ・公募の内容について
		○福祉のまちづくり推進会議へ出席 ・公募の内容について
3月	○第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・公募の内容について	
令和4年度	4月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の実施について
		○所管事務調査「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について」
		○公募開始
	8月	○障害者団体より要望書を受領し、意見交換を実施
○障害者団体より市長要望を受領し、9月に回答		

令和4年度	8月	○日弁連より「人権救済申立事件について（照会）」を受領し、9月に回答 ・平成31年1月の障害者団体から日弁連への申立に伴う照会
	9月	○公募ワークショップ（高齢者、障害者等）
	10月	○日弁連より「要望書」を受領 ・平成31年1月の障害者団体から日弁連への申立に伴う要望書
		○公募技術対話 ・公募参加者、技術相談員、事務局が参加し、技術上の不明点やワークショップでの意見に対する対応策について相互対話
	11月	○障害者団体より「公開質問状および要望」を受領
		○公募審査
	12月	○所管事務調査「名古屋城木造天守閣整備事業における解体と復元を一体とした全体計画（中間報告）について」 ・最優秀者の選定
		○市長定例記者会見 ・（公募で選定した昇降技術について）「1、2階までなら合理的配慮と言える」と発言
		○障害者団体より「名古屋城木造天守昇降技術及び市長発言の撤回要求と抗議」を受領
		○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の結果及び地上から大天守地階までのバリアフリーについて
3月	○令和5年2月定例会 本会議 個人質問 ・松雄副市長より「今一度、市民意見を聴取する機会を設けて市民のご意見をお伺いしたい」と答弁	
令和5年度	4月	○市民アンケートの実施
	6月	○市民討論会
○第5回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・復元する木造天守のバリアフリーについて		

名古屋城木造天守への昇降機設置への賛否まとめ（令和4年12月）

参考資料4

◇賛否まとめの基本的な考え方

- ・令和4年12月5日の市長定例記者会見以降の市民等からの意見（12月1日～5日は市民等からの意見なし）
- ・大天守内部への昇降機設置についての賛成と反対を集計
- ・明確に賛成又は反対と記載されていなくても、文章から意見を読み取れるものはそれぞれ計上

年度	昇降機設置への賛否	集計	問合わせ方法	主な内容
令和4年度12月	賛成	8	市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・再現したとしても本物ではない。バリアフリーに対応した観光施設として世界に向けて展開して欲しい ・名古屋城に行くのを楽しみにしていたが、市長は名古屋城に来るなど言っているのか。 ・足腰悪い者には見に行くことが難しい。観光施設なので設置してほしい。
			市民からの電話	<ul style="list-style-type: none"> ・10人～20人乗りのエレベーターを設置していただきたい。 ・安全面を考えればエレベーターしかない。文化財指定から外せば良い。
	反対	20	市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・かつて名古屋城に来た人の感想のほとんどは「エレベーターがあってガッカリした」です。 ・別の場所に展望塔を作るか、バーチャルで見られる施設を作っていただきたい。緊急時の避難の際もその方が良いのではないか。 ・小学校6年生頃に名古屋城に登った時にエレベーターが有ってがっかりした。私は2階まででも反対。 ・図面があるのだからすべて当時のままで復元してほしい。本来なら昇降機すらいららないと思う。 ・仮に小型であろうと、1～2階であろうと昇降機を取り付けければ唯の展望台です。 ・VRで復元すれば、誰でも問題なく見学できる
			市長事務所への手紙	<ul style="list-style-type: none"> ・木造で昔の姿にすることに文化財の価値があるのに、エレベーターをつけたら外観だけの偽物になってしまう。
			市民からの電話	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者は税制面でも優遇されている。史実に忠実に再現してもらいたい ・昇降機はやめて、博物館にメタバース等の技術を取り入れるなど工夫すれば良い。まずは木造復元してもらいたい。

【集計表】

時期	賛成	反対	合計
令和4年度12月～1月末	8	20	28

参考

平成29年度以降すべての合計

時期	賛成	反対	合計
総計	90	448	537

○市民討論会の開催に関するレクについて

日付	レク種別	参加者
令和5年2月7日	副市長	松雄副市長、折戸局長、上田所長、梅田主幹、荒井主幹、荒川主幹
令和5年2月8日	局長	折戸局長、上田所長、梅田主幹
令和5年3月10日	局長	折戸局長、上田所長、梅田主幹、荒井主幹、荒川主幹
令和5年3月13日	局長	折戸局長、上田所長、梅田主幹、荒井主幹、荒川主幹
令和5年3月15日	副市長	松雄副市長、折戸局長、上田所長、梅田主幹、荒井主幹、荒川主幹
令和5年3月28日	局長	折戸局長、上田所長、大島総務課長、梅田主幹、荒井主幹、荒川主幹
令和5年3月29日	副市長	松雄副市長、折戸局長、上田所長、荒井主幹、荒川主幹
令和5年3月30日	市長	河村市長、折戸局長、上田所長、梅田主幹、荒井主幹、荒川主幹
令和5年4月4日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月4日	副市長	松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月4日	市長	河村市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月5日	局長	佐治局長、小鹿主幹
令和5年4月6日	副市長	松雄副市長、小鹿主幹
令和5年4月6日	市長	河村市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月11日	局長	佐治局長、上田所長、小鹿主幹
令和5年4月18日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月18日	副市長	松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月25日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹
令和5年4月26日	副市長	松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年4月27日	市長	河村市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月12日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月12日	副市長	松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹
令和5年5月15日	副市長	松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹

令和5年5月16日	市長	河村市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月18日	市長	河村市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、荒川主幹
令和5年5月22日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月23日	副市長	松雄副市長、上田所長、小鹿主幹
令和5年5月24日	市長	河村市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月25日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹
令和5年5月26日	局長	佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月29日	副市長	松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年5月30日	市長	河村市長、松雄副市長、佐治局長、上田所長、遠藤総務課長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹
令和5年6月2日	局長	佐治局長、上田所長、小鹿主幹、山田主幹、荒川主幹

※当局職員と市長及び主管副市長のみ記載しております。

名古屋城バリアフリーに関する
アンケートへのご協力をお願い

参考資料6

調査票にご記入の上、5月8日（月）【消印有効】までにご投函ください。

日ごろは、市政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
本アンケートは、無作為に選ばれた市民の方に送付させていただいております。

名古屋市では現在、名古屋城天守閣の木造復元事業を推進しています。今から約400年前に徳川家康の命により築城された名古屋城天守は、城郭建築として旧国宝第1号に指定されていましたが、1945年5月14日に惜しくも空襲で焼失してしまいました。

その後、市民の皆さまのご支援のもと1959年に鉄骨鉄筋コンクリートで外観復元されましたが、本丸御殿、現存する石垣、隅櫓などとともに江戸期の本丸を再現し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進と文化観光面の魅力向上を図るため、可能な限り史実に忠実に木造で建替えてまいります。

名古屋城は、先人たちの努力により、江戸時代の文書「金城温古録^{きんじょうおんころく}」をはじめ、戦前に記録された「ガラス乾板写真^{かんばんしゃしん}」、「昭和実測図^{しょうわじっそくず}」など豊富な史資料が残されており、焼失前の天守を忠実に復元することが可能な全国唯一の大規模城郭建築です。

建築基準法の解説（※）によると、「国宝などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」と記されており、調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーに対応するため、昨年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところです。

今回のアンケートは、復元する木造天守への昇降技術の設置について、市民のみなさまのご意見を頂戴し、名古屋市の方針を決めてまいりたいと考えております。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。

何卒、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ 逐条解説建築基準法編集委員会「逐条解説 建築基準法」（平成24年12月10日初版発行、株式会社ぎょうせい）

（裏面あり）

▼アンケートについてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 担当：加治屋、坂田

電話：(052) 231-2488 / FAX：(052) 201-3646

問合せ時間：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで（祝日を除く）

※FAX は常時受け付けておりますが、お電話でのお問い合わせにつきましては上記時間内とさせていただきますので、ご了承ください。

アンケート調査票

～ご記入にあたってのお願い～

- ◆アンケート調査票は必ず封筒の宛名のご本人がご回答ください。
(ご本人が記入できない時は、身近な方がご本人から聞き取り、ご記入ください)
- ◆本アンケートは無作為に選ばれた市民の方に送付させていただいております。
- ◆同封されている「名古屋城 バリアフリーに関する説明資料」をご覧ください。
- ◆本調査票及び返信用封筒には、ご住所やお名前を書いていただく必要はありません。また、切手を貼る必要もございません。
- ◆回答結果は、統計的な数値として集計する以外には使用しませんので、ご自身の率直なお考えやご意見をご記入ください。
- ◆ご記入いただきましたアンケート調査票を同封の返信用封筒に入れ、
5月8日(月)【消印有効】までに、郵便ポストにご投函ください。

問1 過去に、何回名古屋城を訪れましたか？(1つに○)

1 1回	2 2回
3 3回以上(年__回程度)	4 訪れていない

問2 天守についてお聞きします。名古屋市が天守の木造復元を進めていることをご存じですか？(1つに○)

1 内容もよく知っている	2 進めていることは知っている
3 知らなかった	4 興味がない

問3 今まで、名古屋市が主催した名古屋城天守閣整備に関するタウンミーティングや市民説明会にご参加いただいたことがありますか？(1つに○)

1 毎年参加している	2 1回以上参加したことがある
3 参加したことがない	

以下の問4～6は、説明資料を読んでいただいたうえでご回答ください

問4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。(1つに〇)

- 1 設置しない(豊富な史資料を基に名古屋城天守を往時の姿に忠実に復元する)
- 2 1階まで(名古屋城天守の史実に忠実な復元に配慮しながら、1階からの眺望を楽しめるようにする(公募した昇降技術の最低要求水準))
- 3 最上階(5階)まで(高齢者、障害者、小さな子ども連れの方等のため、最上階まで設置)
- 4 わからない
- 5 その他()

問5 問4のご回答にかかわらず、最上階(5階)までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。(自由回答)

問6 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。(自由回答)

あなたご自身について

問7 あなたの年代をお答えください。(1つに○)

- 1 10代 2 20代 3 30代 4 40代 5 50代
6 60代 7 70代以上 8 答えたくない

問8 差し支えなければ、障害等の有無についてお答えください。(複数回答可)

- 1 特にない 2 肢体不自由(車いすを使用)
3 肢体不自由(歩行困難・杖使用など)
4 視覚障害 5 聴覚障害 6 言語障害
7 内部障害 8 知的障害 9 精神障害
10 発達障害 11 高次脳機能障害 12 難病
13 その他() 14 答えたくない

問9 ご家族に就学前のお子様はいらっしゃいますか。(1つに○)

- 1 いる 2 いない 3 答えたくない

【名古屋城について、ご意見等ご自由にお書きください】

()

ありがとうございました。

ご記入いただきました本調査票を同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

また、市民討論会への参加を希望される方は、参加申込書も返信用封筒に入れてください。

アンケート調査票

～ご記入にあたってのお願い～

- ◆アンケート調査票は**必ず封筒の宛名のご本人がご回答ください**。
(ご本人が記入できない時は、身近な方がご本人から聞き取り、ご記入ください)
- ◆同封されている「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」をご覧ください、ご記入ください。
- ◆調査票及び封筒には、ご住所やお名前を書いていただく必要はありません。
また、切手を貼る必要もございません。
- ◆回答結果は、統計的な数値として集計する以外には使用しませんので、ご自身の率直なお考えやご意見をご記入ください。
- ◆ご記入いただきました**アンケート調査票**を同封の返信用封筒に入れ、
5月 日()【消印有効】までに、郵便ポストにご投函ください。

問1 過去に、何回名古屋城を訪れましたか？(1つに○)

- | | |
|----------------|----------|
| 1 1回 | 2 2回 |
| 3 3回以上(年__回程度) | 4 訪れていない |

問2 天守についてお聞きします。名古屋市が天守の木造復元を進めていることをご存じですか？(1つに○)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 内容もよく知っている | 2 進めていることは知っている |
| 3 知らなかった | 4 興味がない |

問3 今まで、名古屋市が主催した名古屋城天守閣整備に関するタウンミーティングや市民説明会にご参加いただいたことがありますか？(1つに○)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 毎年参加している | 2 1回以上参加したことがある |
| 3 参加したことがない | |

以下の問4～8は、説明資料を読んでいただいたうえでご回答ください

問4 天守が木造復元されたら最上階まで登りたいと思いますか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 ぜひ登りたい | 2 どちらかといえば登りたい |
| 3 どちらかといえば登りたいと思わない | 4 登りたいと思わない |
| 5 (身体的理由などで)登れない | |

問5 復元する木造天守の内部に公募により選定した最優秀者の昇降技術を設置することについてどう思いますか。資料1 1ページを見ながらご回答ください。(1つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 設置することに賛成 | 2 設置することに反対 |
| 3 どちらでもない | |

問6 問5で1(設置することに賛成)と回答した人におうかがいします。公募により選定された最優秀者の昇降技術について、復元する木造天守の何階まで設置することがよいとお考えですか。資料1 3ページを見ながらご回答ください。(1つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1階まで | 2 2階まで |
| 3 3階まで | 4 4階まで |
| 5 5階まで(最上階) | 6 わからない・その他 |

問7 問5および問6のご回答にかかわらず、5階(最上階)までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。(自由回答)

--

問8 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。(自由回答)

--

あなたご自身について

問9 あなたの年代をお答えください。(1つに〇)

- | | | | | |
|-------|---------|----------|-------|-------|
| 1 10代 | 2 20代 | 3 30代 | 4 40代 | 5 50代 |
| 6 60代 | 7 70代以上 | 8 答えたくない | | |

問10 差し支えなければ、障害等の有無についてお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------|-----------------|-----------|
| 1 特にない | 2 肢体不自由(車いすを使用) | |
| 3 肢体不自由(歩行困難・杖使用など) | | |
| 4 視覚障害 | 5 聴覚障害 | 6 言語障害 |
| 7 内部障害 | 8 知的障害 | 9 精神障害 |
| 10 発達障害 | 11 高次脳機能障害 | 12 難病 |
| 13 その他() | | 14 答えたくない |

問11 ご家族に就学前のお子様はいらっしゃいますか。(1つに〇)

- | | | |
|------|-------|----------|
| 1 いる | 2 いない | 3 答えたくない |
|------|-------|----------|

【名古屋城について、ご意見等ご自由にお書きください】



ありがとうございました。

ご記入いただきました本冊子を同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

また、市民討論会への参加を希望される方は、参加申込書も返信用封筒に入れてください。

名古屋城バリアフリーに関する
アンケートへのご協力をお願い

参考資料9

調査票にご記入の上、5月 日()までにご投函ください。

日ごろは、市政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
本アンケートは、無作為に選ばれた市民の方に送付させていただいております。

名古屋市では現在、名古屋城天守閣の木造復元事業を推進しています。今から約400年前に徳川家康の命により築城された旧名古屋城天守は、城郭建築として旧国宝第1号に指定されていましたが、1945年5月14日に惜しくも空襲で焼失してしまいました。

その後、市民の皆さまのご支援のもと1959年に鉄骨鉄筋コンクリートで外観復元されましたが、本丸御殿、現存する石垣、隅櫓などとともに江戸期の本丸を再現し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解の促進と文化観光面の魅力向上を図るため、可能な限り史実に忠実に木造で建替えることとしたものです。

名古屋城は、先人たちの努力により、江戸時代の文書「金城温古録^{きんじょうおんころうく}」をはじめ、戦前に記録された「ガラス乾板写真^{かんばんしゃしん}」、「昭和実測図^{しょうわじっそくず}」など豊富な史資料が残されており、焼失前の天守に忠実に復元することが可能な全国唯一の大規模城郭建築です。そこで、調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーへの対応をどうするかが課題となっていました。昨年度、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところです。

今回のアンケートは、復元する木造天守に最優秀者の昇降技術をどこまで設置するのか、また、名古屋城全体のバリアフリーに関して、市民のみなさまのご意見を頂戴し、その結果を踏まえて名古屋市の方針を決めていきたいと考えております。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。

趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

▼アンケートについてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

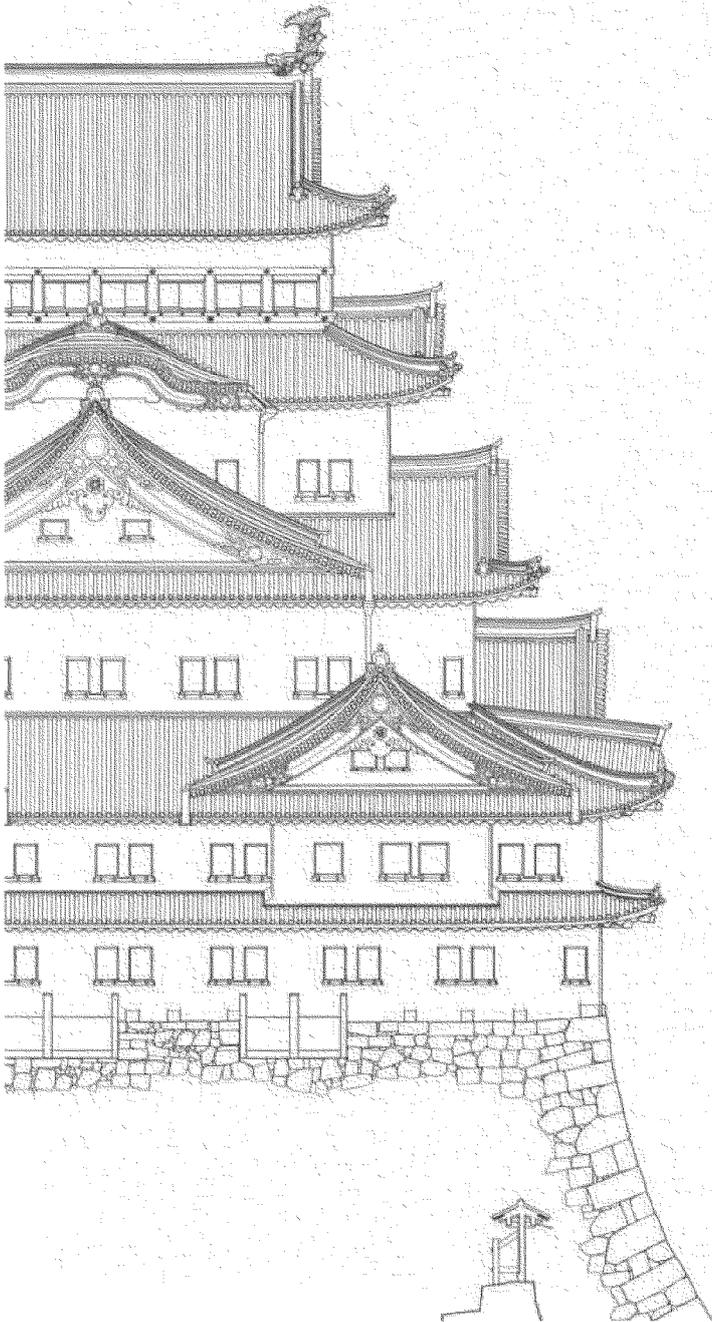
名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 担当：加治屋、坂田

電話：(052) 231-2488 / FAX：(052) 201-3646

問合せ時間：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで（祝日を除く）

※FAXは常時受け付けておりますが、お電話でのお問い合わせにつきましては上記時間内とさせていただきますので、ご了承ください。

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 公募要項



2022年4月

2022年7月修正

名古屋市観光文化交流局

はじめに

名古屋市（以下「本市」という。）は、特別史跡名古屋城跡において、史実に基づき木造復元を行う天守に昇降技術を導入するために「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

1. 技術公募の目的等

1-1. 背景

名古屋城の敷地は1932年（昭和7年）に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952年（昭和27年）に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。

名古屋城天守は、1612年に完成し1930年（昭和5年）に城郭建築として旧国宝第1号に指定されましたが、1945年（昭和20年）に戦災により焼失しました。

その後、1959年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保等様々な問題が顕在化している状況です。

天守を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守閣の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に史実に忠実な復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史蹟名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しむことができるようなバリアフリーは重要です。そのため、木造天守の史実に忠実な復元とバリアフリーの両立が求められています。

1-2. 目的

前項の背景を踏まえ、木造天守を昇降できるよう、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し、昇降技術を世界中から募り、実用化して木造天守へ導入することを目的とします。

1-3. 基本方針

本市は、木造天守の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を2018年5月30日に定めており、技術公募はこれに基づき行います。また、2020年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が施行されており、この趣旨を踏まえることとします。

図表1 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」

1. 基本的な考え方

- ・ 本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・ 名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことを選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・ 市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的支柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・ 50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・ 現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

- ・ 内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご(乗用部分)の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度(電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度)のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・ 都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・ その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・ 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・ 今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状は1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・ 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・ 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・ また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・ 姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・ 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

(参考) 2022年の完成時期は2018年5月30日時点での予定時期となっており、現時点での木造天守への昇降技術の導入時期は未定です。

図表2 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会）

衆議院国土交通委員会：第十四項、参議院国土交通委員会：第十八項

障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

1-4. 公募要項等

技術公募のため開示する資料は、以下の通り（①から⑤を総称して、以下「公募要項等」という。）です。

① 公募要項（本書及び下記別紙1～4）

公募に関する事項をまとめた資料です。

ア 別紙1 名古屋城木造天守の復元に係る仕様・諸元等

技術公募で募集する昇降技術を導入する木造天守の仕様・諸元等についての説明資料

イ 別紙2 「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「4-7（2）プレゼンテーション審査」参照。）において参考となる資料等を作成するにあたり利用することができる名古屋城木造天守閣階段体験館（以下「階段体験館」という。）の設備の仕様・諸元等についての説明資料

ウ 別紙3 参考となる資料等作成の際の注意点

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「4-7（2）プレゼンテーション審査」参照。）において参考となる資料等を作成する際の注意点についての説明資料

エ 別紙4 名古屋城郭の諸条件

技術公募で募集する昇降技術を導入する木造天守を含む特別史跡名古屋城跡全体の付近案内図・配置図・想定される敷地内動線についての説明資料

② 要求水準書

技術公募で募集する昇降技術に求める技術水準を定めたもの。

③ 審査基準

公募参加者から提出された技術を審査するための基準を定めたもの。

④ 様式集

後述の参加提出書類及び審査申請書類（詳細は「8-4 様式一覧」参照。）を作成するための様式を定めたもの。

⑤ 本市から提供する資料

技術開発の参考となるよう、必要様式を提出した公募参加者に対して個別に開示する資料（詳細は「9 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」参照。）。

2. 技術公募の概要

2-1. 募集する技術

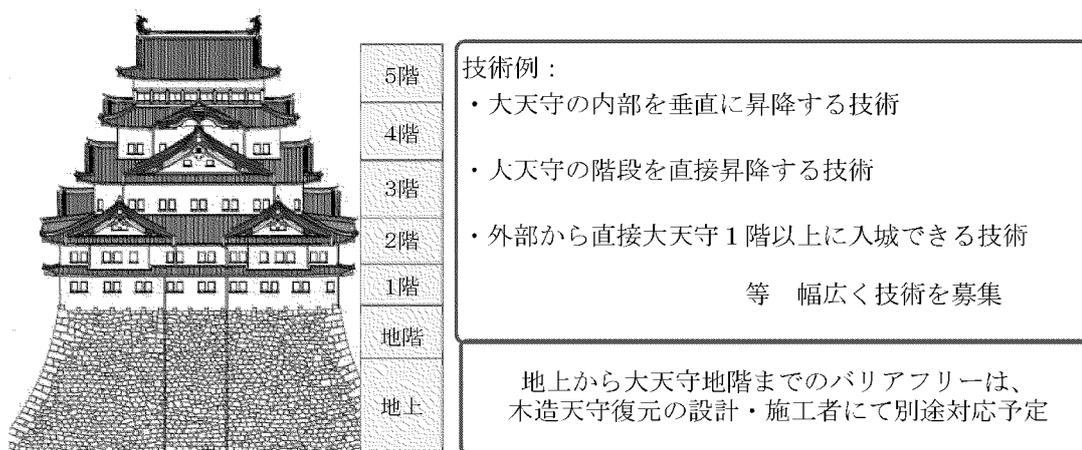
本市は、高さ約 36mとなる木造の高層建築物である名古屋城木造天守の史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることなくバリアフリーを実現することができる昇降技術を募集します。

募集する技術は、大天守地階又は地上から可能な限り上層階まで昇降できる技術とします。

2-2. 想定される技術例

以下の3つの技術例を想定しています。なお、以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。

図表3 想定される技術例



注 柱や梁を傷めることなく床・壁に開口を設けることを可とし、特定の技術（エレベーター技術を含む）を対象から排除するものではありません。

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催までの経緯

時 期	事 項	内 容
令和4年 11月24日	昇降技術の公募における評価員評価	・最優秀候補：MH I エアロスペースプロダクションの垂直昇降設備
11月29日	評価結果を市長へ報告	・公募の最優秀候補を報告 ・市長の意向「3階までしか認めない」
12月 2日	最優秀技術の選定	・市長決裁
12月 5日 から 6日	選定結果を踏まえた当局の説明と市長の意向の不一致	・所管事務調査で公募の選定結果を説明 ・公募で選定した垂直昇降設備を設置し、公募の最低要求水準である1階までは確保し、より上層階を目指すの説明 ・同時刻の市長定例記者会見で「垂直昇降設備の設置は1、2階まで。1、2階までなら合理的配慮と言える。」との発言がされる ・翌日の経済水道委員会において、局長が謝罪と説明「市長の史実に忠実な復元に対する強い思いが表れたものと考えている。何階まで設置するということが決定しているわけではない。最優秀提案を決定した段階であり、その提案はより上層階を目指すものとなっている。」
所管事務調査後	市長・副市長の元へ市民からの意見多数	・市長・副市長の所に「エレベーターをつけないとした公約違反である」、「まず復元をして、その後にエレベーターをつければよい」と市民からの厳しい意見が多数寄せられた
	副市長が意見を頂いた市民へ説明	・副市長が意見を頂いた市民へ説明に廻る
所管事務調査後から年末	市長に対し、副市長が調整	・「付加設備の方針」に基づき実施した公募の結果を尊重し、最上階を目指す内容で整備基本計画をまとめる方向に調整が図られる

時 期	事 項	内 容
年末から年始頃	副市長の考え方に 変化	・昇降技術設置に関する方向性について、副市長の考え方に変化
令和5年 1月	副市長からの指示	・市長の判断が「昇降設備を設置しない」となることを避けるため、「公募で選定した垂直昇降技術を当初は設置せずに復元を進めて後から設置する」もしくは、「公募の最低要求水準である1階まで設置する」として木造天守整備基本計画を取りまとめること
3月 7日	2月定例会本会議 質問に対する副市長答弁（木造天守整備基本計画の課題について）	・バリアフリーについては、大天守1階への昇降は確保したうえで、より上層階へのバリアフリー対応を引き続き検討していくとともに、今一度、市民の意見を聴取する機会を設け、その結果も踏まえて、最終的には市長の判断を仰ぐ
3月中下旬	3月22日の天守閣部会及び24日の全体整備検討会議	・提出した整備基本計画には、「公募の最低要求水準である大天守の地下1階から1階までについては、この垂直昇降技術によりバリアフリーに対応した移動経路とする。より上層階については、引き続きバリアフリー対応の検討を進める。」と記載
	有識者への事前説明	・次回の全体整備検討会議に向けて、「より上層階への検討」については1階までになる可能性もあることも含めての検討であることを説明
令和4年度末以降	市民意見の聴取に関する市長への説明	・市長の意向として昇降設備を設置しない、または、1階までとの意志が固いことを感じる

時 期	事 項	内 容
令和5年 4月早々	副市長からの指示	<ul style="list-style-type: none"> ・議会、市民、経済界等から大変大きな期待が寄せられており、また市長から一刻も早く木造復元を実現するよう強い指示を受けていることから、令和5年8月の復元検討委員会を目標に整備基本計画を文化庁へ提出するため、市民意見の聴取、全体整備検討会議、所管事務調査を速やかにすすめること
4月から5月	市民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公募最優秀者の昇降技術の設置について、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民5,000人を対象にアンケートを実施 ・6月3日開催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会への参加申込書を同封
6月 3日	市民討論会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会を開催 ・参加申込書を提出した市民36人が参加

名古屋城木造天守のバリアフリーの方針

- 名古屋城は、徳川家康の命のもと公儀普請により築城され、焼失前の天守は城郭として旧国宝第1号に指定されるなど、名実ともにわが国が誇る近世城郭の最高峰であった。
- この貴重な文化財であった名古屋城天守は、惜しくも昭和20年（1945年）5月14日、名古屋大空襲により焼失したが、先人の多大な努力により金城温古録や昭和実測図、古写真等、詳細かつ豊富な史資料が残され、往時の姿を忠実に復元できる唯一の城であるため、「先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」と私は考える。
- 同時に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等関係法令に鑑み、全ての方がより快適に文化財に親しんでいただけるよう必要な措置や環境整備の努力を可能な限りすべきものと認識している。
- この視点に立ち高齢者や障害者等の皆様からのご意見もふまえて昇降技術を公募・選定するとともに、無作為抽出による5,000人市民アンケートや市民討論会、有識者による検討会議などを通じて昇降技術に関するご意見をお伺いしたところ、「忠実に復元し、国宝を目指してほしい」、「障害の有無や年齢等を問わず、全ての方が歴史遺産に触れ学べるよう、バリアフリー環境を整えていくべき」「一刻も早く木造復元を進めて欲しい」など、様々なご意見を賜った。
- 史実に忠実な復元建築物のバリアフリーは容易ではないが、皆様の声を真摯に受け止め熟慮に熟慮を重ねた結果、私は名古屋市長として、天守に設置する設備としては地上から大天守地階の間にはスロープを設置し、大天守地階と1階の間には公募で選定した昇降技術を設置することが最適であるとの判断に至った。
- 名古屋城天守は、防災上・安全上の必要最小限の設備を除き、可能な限り史実に忠実な復元を行い、100年後に復元天守として初の国宝となることを目指すとともに、私は将来登場するであろう新技術にも期待しつつ、今後も様々な工夫を重ね、名古屋城天守のすばらしさをより多くの皆様に楽しんでいただけるよう努力を続ける決意である。

令和5年6月6日 名古屋市長

焼失前の天守に対する木造復元天守の主な改変事項

区 分	木造復元天守の改変事項	理 由
1	屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本瓦葺きの葺土を取りやめ、現代工法による防水層を設ける ・ 銅板葺きの下に現代工法による防水層を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の軽量化、腐朽対策 ・ 防水性能の強化、腐朽対策
2	基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現天守閣のケーソン基礎の使用 ・ 1階外周部（入側）を支える構造 （詳細は現天守閣解体後の穴蔵石垣調査結果を踏まえ検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天守台に影響の無く撤去することが不可能 ・ 天守台に木造天守の荷重を負担させない
3	構造補強 <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切りの板壁内部に地震時の建物の揺れを吸収するダンパーを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性能の確保
4	防災設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～4階に階段を1か所増設 ・ 5階から4階への救助袋式避難ハッチを設置 ・ 火災時の煙の拡散を防ぐため自動閉鎖機能を有する扉を付加 ・ 避難誘導灯の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難経路の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視カメラ、煙感知器、非常放送設備等の設置 ・ 消火機器（スプリンクラー、屋内消火栓、消火器）の設置 ・ 上記の配管・配線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止、初期消火対策
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避雷設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落雷保護のため
5	照明設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段手摺や敷居足元への照明設置 ・ 間接照明の設置（観覧者から直接見えない位置） ・ 可搬式の行灯型照明器具の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧ルートにおける安全確保 ・ 観覧ポイントのライトアップ
6	バリアフリー設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 垂直昇降設備の設置 ・ スロープの設置（内苑～小天守出入口、小天守と大天守をつなぐ橋台、大天守出入口～地階廊下） ・ 階段の昇降を補助する手摺の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧ルートのバリアフリー対応
7	畳敷き <ul style="list-style-type: none"> ・ 創建時：1階から5階全ての床 ⇒ 復元案：5階一之間・二之間のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧ルートとなるため畳の維持管理が困難
8	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段降り口の周囲に落下防止手摺の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧ルートにおける安全確保

感想記入用紙の記載内容

参考資料14

市民討論会の感想記入用紙まとめ資料

- 市民討論会に参加する前、公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれでしたか。
- 市民討論会を終え、公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。
- 本日の市民討論会に参加していただき、全体を通してどうでしたか。
- 本日はご参加いただきありがとうございました。ご感想などご自由にお書きください。

No	昇降技術の設置についての考え方（討論会参加前）	昇降技術の設置についての考え方（討論会参加後）	全体を通してどうでしたか。	ご感想などご自由にお書きください。
1	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	どちらでもない	堀越先生のまとめにあったように市が何を求めて復元するかということが大切だと思いました。市の事業である以上観光資源となるべきと思いますが何をPRすれば名古屋に来て見てみたいと思ってもらえるのか そこから必要な設備は計算されるのではと思います。完全復元で立入禁止にするから完全なバリアフリーまで、PRポイントによっては極端でも良いとは思いますが
2	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで		名古屋城まだまだ先の完成10年ほど先であれば現在の名古屋城も入場したいです。老人、障害者の為昇降機の設置お願いします。小子化により高れい化により行けないのぼれない城がさみしいと思います。
3	設置しない	設置しない	よかった	障害者の方が「排除されている」「平等に」と主張していたが、これは筋違いだと思う。公共生活に必要な設備は、すべての人々に平等なバリアフリーの観点は必要であり、法律の趣旨もそうである。しかし、歴史建築物の復元はこれには全くあてはまらない。バリアフリー、特にエレベーターは不要。絶対に差別にあてはまらない。河村市長のリーダーシップに期待します。
4	設置しない	設置しない		・歴史的建造物なら、昇降機は必要無い ・堀越さんの話しは、あたりまえでくだらない！！※名古屋城と駅・空港は別だ と思う

5	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	木造天守の忠実な復元はいわゆる時代に逆行することなので、バリアフリー、昇降設備の設置は相反することであり、難しいことだと思いますが、千年受け継がれる城郭を目指すなら、だからこそ、やらなければならないことだと思います。言うは易しかもしれませんが、全国に先駆け、この難問を解決してこそ、未来の展望が開けるものと期待しております。また、全国の神社仏閣の全ての箇所に私達が入り観覧出来る訳ではございませんので昇降設備のある部屋は外部から見えないようにしてもよいと思います。
6	設置しない	設置しない (できれば、昇降機なしが良いが、障害の方を考慮すると意見が出ない。文化財としての価値か平等かわからない。)	よかった	名古屋城の歴史は大まかにわかっていたつもりですが建築や復元についての歴史を分かりやすく説明していただき、とても勉強になりました。名古屋城に今後行く時には、意識的に建築の構造などを見ていきたいと思います。家族、知人にも伝えて行きたいと考えてます。また、バリアフリーに対する考えもよく理解できました。(賛否両論あること)ありがとうございました。やっぱり家康が建てた城を復元してほしいという気持ちが強いです。
7	1階まで	1階まで	よかった	資料に基づいた木造復元は必須だと思う。すべてのバリアフリーへの対応は困難だと思うので、木造復元の価値、文化財的価値をそこなわない中でのバリアフリー化で十分と考える。公共建築物と文化財の建物とはやはり同じではないので、ある程度の制約・制限は避けられない。また、一般の方であっても制限は生じるものと思う。復元された薬師寺の塔や平城京の建物に誰でも入れるかという、そうではない。それらと同等の名古屋城では、制約のある中で、最低限の対応でよいと思う。現在の技術では対応できないことは、将来に送り、今回で完成ではなく、10年単位くらいで見直していくことがよいと思う。
8	設置しない	設置しない	よかった	正しく復元する事を前提とするなら、昇降装置は不要だと思う。視覚障害者の方々への配慮が見られない。バリアフリーとは、車椅子の通行のみが優先されるとは思えない。

9	設置しない	設置しない	よかった	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降技術を取り入れたら世界いさんにならない ・江戸期の城にならない ・私達は、江戸時代の木造の名古屋城が見たい。内部に金属の昇降（エレベーター等）はいらない ・この問題は富士山にロープウェーを作れと言っている事と同じである ・イメージVRと宝物館を作り、車いすの人に対応する社会生活に今回のバリアフリーは必要ない
10	設置しない	設置しない	よかった	専門の大学の先生の話が良かった。世界にほこれる木造天守の早い完成を願う
11	設置しない	設置しない	よかった	名古屋市民全員がこの議論に参加してもいいくらいの話だと思います。（インターネット投票など）私はダイバシティの達成、バリアフリーの実現には賛成ですが、エレベーターという設置物をつくるのは反対です。手段と目的の議論が逆転していますので、何のためにするのか、考えてもらいたいと思います。史実に基づく価値と日本初のバリアフリーで名実ともに世界に誇れる名古屋城にしてほしいです。
12	わからない・その他	1階まで	よかった	正直ごつい設備だと思います。簡素なものでもよいのでは？後付けの設備は地下鉄駅、デパート、市の施設にもありますが。 史実に基づく復元を目指すならばバリアフリーは当時、全く考えていない話です。現在の法律をにらむのならば目に見えない部分の「補強」をしたら？と思います。耐震対策を考えたら？熊本城の件もありますし・・・
13	1階まで	最上階（5階）まで	よかった	バリアフリーは元より、市の名古屋城に対する考え方が判って参加してよかった。バリアフリーの概念がなかった時代の建物を造るので、健常者と障がい者がお互い理解しだきょうしてより良い名古屋城ができる事を期待します。

14	1階まで	1階まで	よかった	知らない事ばかりでした。選んでいただきありがとうございます。私は定年で時間が出来て、歴史の勉強をしています。大きなプロジェクトだと理解しました。世界に発信出来る物件にして世界から観光につなげてほしい。そして早く資金の回収に入れる様にしてほしい。（生きてる間に見たい）工事中も見学出来る様にしてほしい。武将隊や色々なお店の展開、いいですね。
15	1階まで	わからない・その他	よかった	1. 若い時に友人と行ったがその時は高い所に登った！！という感じでしたが今日お話を聞いて名古屋城の奥深さを知りました。もっといろいろ知りたいと思いました。ある程度の知識を得てお城を見るとまた新たな発見がある。 2. バリアフリーについて、障害の程度は色々あるが歩きたい！！歩くんだ！！と私は歩いている。歩きたい！歩けるか歩けないかは自己判断が必要と思う
16	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	
17	1階まで	1階まで	どちらでもない	
18	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	エレベーターは5Fまでがいいと思いますが本体エレベーターの外観を少しでもイメージをそこなないようにデザインしてほしいと思います。河村市長の最後のお話しに感銘しました。
19	設置しない	設置しない	よくなかった	討論会？？？なにも討論してないんだが
20	最上階（5階）まで	わからない・その他（情報が不足している。キフの話をしなかった。名古屋城がどういう価値があるかしらなかった。）	よくなかった (目的が分からなかった)	・ 討論会の前に同じような説明会をする必要があると思う。情報をできるだけ多くの人と共有する必要があると思う。 ネットでも自由参加で説明会をすると、意見がわかる人がいると考える。 ・ いろいろと考えてくださりありがとうございます。結果が、どうなってもおうえんします
21	設置しない	設置しない	どちらでもない	昔のとの様は本当にのぼらなかったのか？そこにヒントがあると思ったが、もっとよく調べてもたって、かついでのぼった等があれば昔のとの様と同じでそこも忠実に再現すればよいのではと思う。

22	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よくなかった （全くよくなかった（運営が不適切））	<ul style="list-style-type: none"> ・市民討論会の問題提起（対立と示しましたが）かわからないと質問をした者です ・その回答として、「多様な視点がある」との市の回答を頂きましたが、その「多様な視点」は全く紹介されていないことに運営の不自然さがあります。 ・参加者から出た「設置しない」要望には驚きましたが、この視点の紹介が全くなされなかった事はとても残念でした。 ・又、名古屋市長が最後に語った「文化財は建築基準法の対象外」という指摘も初耳でした。 ・市民の声を聞くのはとても大事ですが、情報をきちんと整理して提示して頂かないと相互に実入りは少ないと感じました。
23	1階まで	設置しない	よかった	70代なのでなるべく早く復元して下さい
24	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	完全復元を前提に、バリアフリーに対応する部分を新しい築城技術として名古屋城復元、新名古屋城として造営すればよいのではないのでしょうか。文化財構法に基づく建築方法ならば――の発想を生かしてほしい。
25	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	<ul style="list-style-type: none"> ・「国宝第一号」という“過去の名誉”に対してより忠実な再現の必要性は理解。一方“将来の名誉”に対して「バリアフリー化」は必須と考えます。 ・耐震や防災・消化機能とバリアフリー機能は同列。名古屋市民、愛知県民、日本国民にとって名古屋城の「価値」をより高める施策になると思います。 ・始めて討論会に参加して、様々な意見を直接聞く事が出来、大変有意義でした。「法に基づく討論」を期待します。

26	設置しない	最上階（5階）まで	よかった	私は今、71才ですが、足は不自由なく動くので、車椅子の助けがなくても、階段で上層階まで上がれます。でも私の友人の中には、エレベーターがないと上層階へは行けないという方もいらっしゃるのので、一該にエレベーターの設置はダメだとは言えません。名古屋市のほうで、文化財の価値を毀損することなく（少なくとも）エレベーターを設置する技術を採用するということであれば、より多くの人が天守に登れることになるので是非、採用していただきたいと思います。
27	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターは設置しても良いが、はずせるように設計してほしい。 ・どのような方が、どのような目的でどのようにたのしむ事が出来るのかを最終的に名古屋市、名古屋市長が決断してください。 ・全ての人が納得する事はありません。時間では解決しません。
28	設置しない （復元だから）	設置しない	よかった	設置するならばすべてガラス張りにして全たいよく見えるようにする。
29	最上階（5階）まで	設置しない	どちらでもない	
30	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	名古屋工業大学の先生のお話を伺い名古屋城は歴史的にも名古屋の誇れる遺産であることがより認識されました。あらゆる技術が取り入れられ、本当の意味のある遺産として後世に残して欲しいものです。
31	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	様々なご意見があり、エレベータなどの技術をどうしていくかわかりませんが、多くの方に見ていただけたらと思います。意見お聞きし、「エレベータがない」という前提の1つの提案として、「人がおぶる」なども可能性があるのかなと思いました。金刀比羅山の階段の昇降は「カゴ」でやっていました。そういった視点もありかもです。安全面の問題はあるかもですが。私は、他界した祖母が車イスでした。その祖母にも生きていたら見てもらいたいなと思いエレベータがあると良いなと思いました。
32	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よかった	世界遺産に将来登録することを視野において計画を進めてほしい。

33	最上階（5階）まで	最上階（5階）まで	よくなかった	バリアフリーに対する2つの反対の意見があるなかで討論する時間が少なかったと思う。現在の案では中途半ばな意見になっていると思った。車イスが一台しか乗れないのは少ないと思うし、設置をするのなら、5階まで設置し上階からの景色や内観を平等に見ることができるべきだと思う。昇降技術を入れるのなら中途はんばにならないようやりきっていたきたい。入れないのならば、障害者の方が満足できる説明をして欲しい！
34	設置しない	設置しない	よかった	
35	1階まで	設置しない	よかった	あくまでシンボルなのでのぼる必要ではなく外観で楽しむ。みな
36	1階まで	1階まで	よかった	設置したくないけど、広さなどを考慮して1階まではあってもいいかなと思います。でも本当に、忠実に再現するならば、設置したら意味がない。わざわざ巨額な税金等をつぎこんでやる必要ありますか・・・??今のままでいいじゃないですか。もったいない。忠実な木造再現に期待します。

名古屋城木造復元 昇降技術に関する 市民意見の聴取 企画書

令和5年3月

1 趣旨、目的、手順、留意事項

■趣旨

名古屋城天守の木造復元にあたっては、歴史的建造物を現代に復元するにあたり「史実に忠実な復元とバリアフリーの両立」を目指し、今年度に「昇降技術の公募」を実施し、最優秀者を選定した。

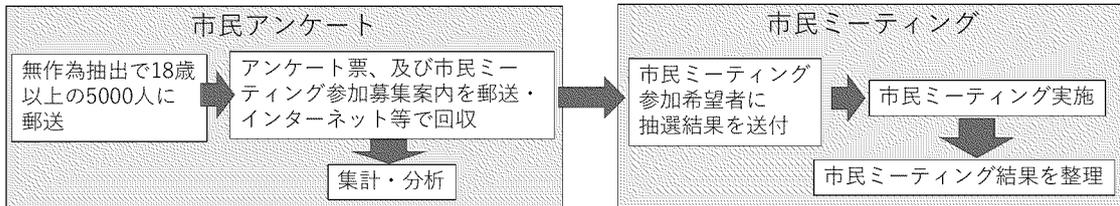
今後、名古屋城のバリアフリーの考え方などの情報を市民に知らせるとともに、名古屋城木造天守等におけるバリアフリーに関する意向を把握するため市民アンケートを実施する。また、市民の生の声を聴くために市民ミーティングを実施する。

■目的

歴史的建造物とはいえ現代に復元する以上は、バリアフリーへの対応は必要である。

バリアフリー対応は必要か否かの判断を多数決で決めるものではなく、障害者差別解消法などの法令に則った行政の対応が求められることから、アンケートによる〇×だけでなく、希望者によるミーティングも実施し、どうしたら「史実に忠実な復元とバリアフリーの両立」となるのか、いろいろな立場の市民からの意見を募り、その結果を踏まえて市の対応を決定する。

■手順



■留意事項

今回の市民アンケートの実施にあたっては、平成28年度に実施した天守閣整備にかかる2万人アンケートの手法を踏まえ、経済水道委員会への丁寧な説明が必須である。

2 市民アンケート

「昇降技術の公募」で選定した最優秀者の昇降技術の導入等について、無作為により抽出した5,000人の市民を対象としたアンケートを実施する。

<業務内容>

- ・調査票等の作成（事業の説明資料、アンケート票、市民ミーティング募集案内（次項関連））
- ・調査票等・封筒の印刷
- ・調査票等の封入、郵送
- ・調査票等の郵送回収、インターネットによる回収の併用
- ・調査結果の集計、集計表等の作成

3 市民ミーティング

これまで名古屋市にて広く行われてきた公募型のワークショップとは異なり、アンケート対象者として無作為抽出した市民に募集案内を送付して参加者を募集し、ワークショップ形式で市民ミーティングを実施する。

<市民ミーティング（無作為抽出）の意義>

- 通常の公募では集まらないような異なる意見での参加者を集められる。
- 未経験者など多様な参加により、多様な視点からの意見聴取や議論ができる。
- 関心の低い市民への周知の機会にもなり、意識啓発のよい機会となる。

<業務内容>

■事前準備

市民ミーティング参加希望者全員に抽選結果を、選定された人には事前に当日資料も併せて送付する。

■開催概要

実施日 平日午後、土日午後の2回 各回2時間程度
 定員 各回50名程度 計100名程度
 会場 市公館
 内容 木造天守閣復元事業の意義、史実に忠実な復元とバリアフリーについてなどの考え方を説明した後、昇降技術を含むバリアフリーについて意見交換

4 全体スケジュール(案)

	3月		4月				5月				6月			
	21	31	1	10	11	20	21	30	1	10	11	20	21	30
市民アンケート	発送準備		発送		回収		集計・分析				報告書作成			
市民ミーティング			アンケートと同時に参加希望回答書回収		抽選		抽選結果郵送		平日/休日2回実施		報告書作成			

(参考)過去の事例

参考1 みちまち市民ミーティング（住宅都市局、2013年度）

無作為抽出市民ミーティングの実施を目的に実施。この時は、参加希望しない人にアンケートをとる方法を採用した。

	参加希望する方 (参加希望書)	参加希望しない方 (アンケート)	計
配布数		4,000	
回収数	107	495	602
回収率	2.68%	12.38%	15.05%

<回収から市民ミーティング当日まで>

参加希望する方107名から抽選して68名を選定（定員50人程度、当日欠席3割程度を見込んだ）

参加希望する方全員に抽選結果を、当選者には当日案内や資料も併せて送付。



市民ミーティング当日（平成25年11月30日（土））、55人参加

交通まちづくりとは、「まちづくりを支える交通」「交通が変えるまちづくり」の両方の視点から“魅力的で活力ある都市・なごや”を目指すものです。

交通まちづくり

魅力的で活力のあるまちづくり

[交通まちづくりトップ](#) [サイトマップ](#)

 交通まちづくりの推進	 名古屋市の交通の現状	 社会実験・イベント等 (みちまちウィーク)	 交通まちづくりコラム
 交通まちづくりブログ	 みんなでトクする 日常の移動を奪えるプロジェクト	 名古屋パーキングナビ	

みちまち市民ミーティングの開催

みちまち市民ミーティングの開催

・開催日時・場所

日時 平成25年11月30日(土) 10時~16時30分
場所 栄ガスビル 401会議室(名古屋市中区栄3-15-33)
人数 55名

・開催状況

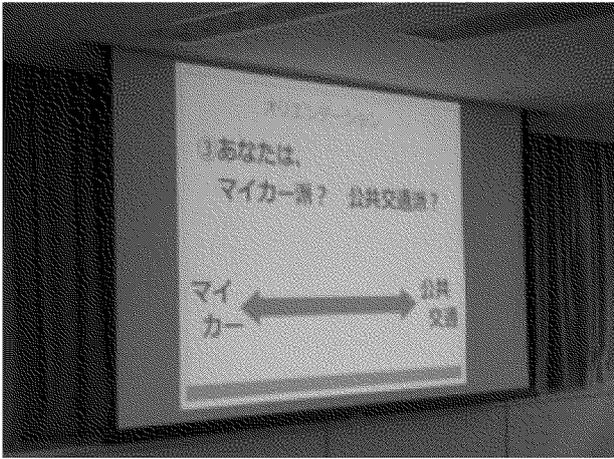
11月30日(土)、みちまち市民ミーティングを行いました。
当日は、無作為抽出による市民55名の皆さまにお集まりいただき、「なごや交通まちづくりプラン(素案)」に関して、ご意見をお聞きし、議論をしていただきました。





・オリエンテーション

参加した皆さんの名古屋市居住歴、都心派か郊外派か、マイカー派か公共交通派かについて、相互にコミュニケーションを取りながら並んだ位置で答えていただくオリエンテーションを行い、議論に向けて体をほぐし、気持ちの準備をしていただきました。



・情報提供

名古屋市から各テーマについての説明・質疑をしました。



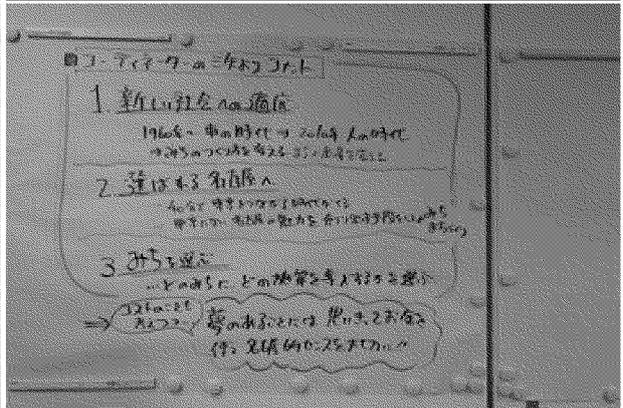
・グループ別意見交換

12グループに分かれ、「都心部の歩行者空間を拡充すること」「駐車場を集約化して減らしていくこと」「新しい路面公共交通を導入し、移動の選択肢を増やすこと」の3つのテーマをそれぞれ4グループづつ意見交換を行い、席替えによりテーマを変えながら3ラウンド続け、議論を積み上げていきました。



・全体意見交換

グループ別の意見交換をふまえ、あらためて参加者個人の各テーマへの意向を投票し、全体の傾向を全員で共有し、全体で意見交換を行いました。



みちまち市民ミーティングとは

名古屋市では、リニア中央新幹線の開業を見据え、大きく変わっていく名古屋の交通について大きな方針転換を図る、なごや交通まちづくりプランの策定を進めております。

[なごや交通まちづくりプラン（素案）の詳細についてはこちらをご覧ください。](#)

このプランの策定に先立ちまして、様々な立場の市民の方々が参加・協力して、名古屋のまちと交通について考え、プランへの意見や提案を出し合い、まとめる場として「みちまち市民ミーティング」を企画いたしました。

今回は特に計画策定前の段階で、計画の方針レベルの今後の名古屋の進むべき道といったところから話し合ってください。プランを成案として作り上げる前の素案の段階から、市民の皆さまに公表し、意見を伺うことで、よりよいプランへと変えていきます。

また、無作為抽出で選ばせていただくことで、利害関係がある方、ない方などにとらわれず、市民の皆さま全体のご意見をうかがうことができるものと考えています。また、無作為で抽出いたしました4000名の名古屋市民の皆さまにみちまち市民ミーティングのご案内を送付させていただき、参加のご希望をいただいた107名から抽選で68名の方に参加のお願いを送付させていただき、55名の方にご参加いただきました。

[交通まちづくりトップへ戻る](#)

[このページのトップへ](#)

[交通まちづくり](#)

[交通まちづくりの推進](#)

[名古屋市の交通の現状](#)

[社会実験・イベント等](#)

[交通まちづくりコラム](#)

[交通まちづくりブログ](#)

[みんなでトクする日常の移動を考えるプロジェクト](#)

[名古屋バーキングナビ](#)

[関連リンク](#)

[サイトマップ](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

[このウェブサイトについて](#)

担当部署：名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課 〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2724 ファックス番号：052-972-4170 電子メールアドレス a2724@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

Copyright © 2011 City of Nagoya. All rights reserved.

市民討論会に参加を希望される方へ

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会	
日時：	令和5年6月3日（土） 14:00～16:00（予定）
場所：	中区役所ホール（名古屋市中区栄四丁目1番8号 地下2階）
内容：	名古屋城バリアフリーに関する資料および市民アンケートの説明をした上で討論会を実施
定員：	100名程度

上記のように市民討論会を開催します。参加ご希望の方は、下の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、アンケート調査票と一緒に同封の返信用封筒にて、**5月8日（月）【消印有効】**までにご投函ください。

参加申込書を返信いただいた方が定員を超過した場合は、抽選させていただきます。抽選の結果は参加申込書をいただいた方全員にご連絡いたします。当日参加いただける方には、プログラムや会場案内などの資料も同封させていただきます。ぜひ、ご参加ください。

なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、当選結果及び資料の発送に使用し、その他の目的には使用いたしません。

参加申込書

(ふりがな) おなまえ	
ご住所 (郵便物が届くよう 番地、建物名・号室など 全てご記入ください)	〒 ー 名古屋市 区
参加動機	
これまでに市民参加型の会議に参加されたことがありますか。	1 名古屋城に関連した会議に参加したことがある 参加した時のテーマ() 2 名古屋城関連以外の会議に参加したことがある 参加した時のテーマ() 3 今回がはじめて 4 わからない
参加にあたり、主催者に配慮してほしいことがございましたら、ご記入ください。(任意)	

市民討論会参加申込書の項目（抜すい）

参加申込書の「参加動機」、「これまでに市民参加型の会議に参加されたことがありますか。」、「参加にあたり、主催者に配慮してほしいことがございましたら、ご記入ください。（任意）」抜粋資料

No	参加動機	これまでに市民参加型の会議に参加されたことがありますか。	参加にあたり、主催者に配慮してほしいことがございましたら、ご記入ください。（任意）
1		3 今回がはじめて	特になし
2		3 今回がはじめて	
3	なんとなく	3 今回がはじめて	特になし
4	障害者に配慮する、その考え方に疑問を持ったから。 はっきりベクトルを決めた方が良いのでは。老朽化に供う建て替えをしなければいけないのか？それとも史実に基づく天守を造れる資料が残っているから、当時の建物をそっくり再現したいのか？どっちも…となるから障害者が権利を主張するのでしょうか。そもそも木造の天守は現在の建確（建築基準法第6条1項）に当てはめられない建物のはず。名古屋市がどちらにしたいかはっきりしないからこういう事になる。	3 今回がはじめて	
5	歴史的建造物（城）の再建を市税を活用するため、無駄にせず納得出来るモノにしていたきたい	3 今回がはじめて	
6	名古屋城だけでなく城に関して構造や技術について興味があるから	3 今回がはじめて	
7	後どれくらい生きられるのか分からないけど名古屋城は今後永久に残るものなので、どのような形で残っていくのかに興味があります。	3 今回がはじめて	
8	名古屋の方々が名古屋城のバリアフリー化についてどのような意見を持っているのを知りたいので、参加を希望します。	3 今回がはじめて	誠に勝手ですが写真に映りたくないのご配慮いただきたいです。
9	現状と方向性を確認したいため。 名古屋市としての明確な方針を提示してほしい。	3 今回がはじめて	
10	興味があります。	3 今回がはじめて	とくになし
11	専門の先生の話聞いてみたい	3 今回がはじめて	
12	・バリアフリーの必要性は本当に必要か？ ・設置後のメンテナンス費用はどうするのか？	1 名古屋城関連の会議に参加	
13	定年退職し、今まで仕事以外の事を考える事ができる様になった為	3 今回がはじめて	
14	興味がある	3 今回がはじめて	
15	どんなことも興味あり	3 今回がはじめて	
16	討論内容に関心があるため	3 今回がはじめて	
17	日本城は大好き	3 今回がはじめて	
18	名古屋城再建について詳しく知りたい	3 今回がはじめて	
19		3 今回がはじめて	特になし
20	・今後の名古屋城を世界に発信する為には ・更に詳しく知識を深めたい。	3 今回がはじめて	

21	今までこの様な城に関するテーマに参加したことがなく、関心のある方々の様々な意見を聞きたい。	3	今回がはじめて	特になし
22	どの様に進められるのか一度見てみたかったから。	3	今回がはじめて	
23	いま、名古屋城をどう作り変え様としているのか、生の声を聴きたい。名古屋城を文化財として相応しい物にするのか？聴きたい。	3	今回がはじめて	
24		-		
25	名古屋のシンボル お城については、どうしても答えるべきだと思う 国宝である城は、先人に続き何としても守るべきだと思います	3	今回がはじめて	
26	興味あるので			特になし。但し、駐車券は無料提供してほしい
27	みなさんの考えをきいてみたと思ったから	3	今回がはじめて	なし
28	名古屋城に興味を持っているため。 高令者は少しの段差で大ケガをするのでバリアフリーは大切です	3	今回がはじめて	
29	この地方の歴史に興味がり、特に名古屋城は大切と思った。	3	今回がはじめて	
30	本件に無知なため	3	今回がはじめて	なし
31	もっと具体的な説明伺いたいです。その内容を聞いたうえで意見を述べる事が出来ればと考えています。	3	今回がはじめて	
32	河村市長の考えに賛同できない為 言葉がきたないかもしれないが寛容であってほしい	3	今回がはじめて	
33	アンケートに選ばれ、関心をもった為	3	今回がはじめて	
34	孫が産まれたため	3	今回がはじめて	特にありません
35	歴史的建造物の復元・公開とユニバーサルデザインとの両立に関心があるため。	1	名古屋城関連の会議に参加	
36	木造による復元の趣旨に反した、エレベーター、バリアフリー設置案に反対するため。 双方の対立する主張に中立な立場で会議をファシリテートしてほしい。	3	今回がはじめて	
37	大学のゼミで、名古屋市の行政の事を研究しているから。	3	今回がはじめて	
38	名古屋在住で城好きとして新しい名古屋城の姿に関心があるから	3	今回がはじめて	
39	名古屋城のバリアフリーの問題に関心があるため。	3	今回がはじめて	
40	名古屋城の歴史に興味がある	3	今回がはじめて	
41	興味が有為	3	今回がはじめて	特に無い
42	名古屋城に関する会議等が開催されていることを知りませんでした。1度でも参加したいと思いました。	3	今回がはじめて	
43	私には知的障害を持つダウン症の娘がいます。車椅子の方達の主張は理解できませんが歴史的建造物の復元とバリアフリーは別と考えます。	3	今回がはじめて	特に有りません
44	特になし	3	今回がはじめて	

45	史実に基づいた名古屋城の再現とバリアフリー、双方の実現は難しいかもしれませんが、未来に向け是非実現させて欲しいと思い参加させて頂きたく応募致しました。		
46	これまで会合の事は知っていたが都合がつかず機会を逸してきたが、文化財への関心もあるので、参加したい。	3	今回がはじめて
47	老後の楽しみにお城めぐりをしていますが地元の名古屋城をあまり知らないで教えてほしい	3	今回がはじめて
48	興味がある。	3	今回がはじめて なし
49	文化財保護に興味があり、ダイバシティとの両立をどのように考えるかに関心があるため	3	今回がはじめて
50	現天守の価値づけに関する皆様の考えを聞いてみたいから	3	今回がはじめて
51	昔からの町並みや建造物に興味がある。名古屋市の観光についての会合に参加したい。	3	今回がはじめて
52	名古屋城が好きなので	3	今回がはじめて
53	興味があるから	1	名古屋城関連の会議に参加 車いす席および車いす駐車スペース希望
54	特に無し 子供の頃から山登りが好きで山は村の子供達の遊び場であり、カキヤクリの木も多く、おやつの代わりに取りに行く。城が好き。	3	今回がはじめて 特にありませんが歩行が他の方より少し遅くなると思います
55	・みなさんの考えを聞いてみたい。(自分自身、城のバリアフリーに関心の気持ちが良くブレるため。)・お城好き・自分が協力できることがあれば協力していきたいと思うため。	3	今回がはじめて 個人情報、参加者同士でもそんなにできれば共有したくない。
56	名古屋市が誇る建造物なので、より多くの方に見ていただけるとよいと思っておりますので、他の方のご意見なども伺いより良い意見を出せたらと思い参加を希望しました。	3	今回がはじめて

○ 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画に取りまとめるバリアフリーの方針について

取扱注意

参考資料19

令和5年2月7日

課題		案①		案②		案③	
		大天守1階までのバリアフリー案 (大天守1階より上層階も入城可)		市民対話を通じバリアフリー案を策定		大天守最上階までのバリアフリー案	
付加設備の公募	「名古屋城木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」との整合性	×	・「可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指す」としている付加設備の方針の変更あるいは撤回が必要	△	・案①や案③と同じ結果になることもあるが、市民の意見を反映した説明ができる	○	・今までの説明通りのためOK
	「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の正当性	×	・「より上層階まで上がれること」の加点要求水準が無意味となり、公募実施の正当性を問われる	△	・案①や案③と同じ結果になることもあるが、市民の意見を反映した説明ができる	○	・今までの説明通りのためOK
整備基本計画	天守を木造で復元する目的との整合性	△	・障害者等の来城者が2階以上へ上がれず、一部の方の理解促進が十分に図れない	△	・案①や案③と同じ結果になることもある	○	・全ての来城者が入城し、復元した天守を体感でき、天守の建築的特徴の理解や、名古屋城が築かれた時代的背景等
	令和4年度末までのとりまとめ	×	・今まで「可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指す」と説明し理解を得てきたので、地元有識者との合意形成と障害者団体からの理解を得ることは極めて困難	△	・市民との対話の後にバリアフリー案を策定	○	・時間的に厳しいが、有識者会議で記載内容の方向性の了承を得ることは可能
	文化庁へ提出	×	・地元有識者との合意形成と障害者団体からの理解を得ることは極めて困難、提出は不可能	○	・整ってから提出	○	・今後の調整により、令和5年度に提出可能
	復元原案への影響度	△	・1階の床の一部の取り外し等が必要 ・昇降装置を取り外せば復元原案に戻せる	△	・設置階の床の一部の取り外し等が必要 ・昇降装置を取り外せば復元原案に戻せる	△	・1階～5階の床の一部の取り外し等が必要 ・昇降装置を取り外せば復元原案に戻せる
対外的な説明	障害者団体	×	・障害者等が排除される計画となり差別を助長すると指摘される可能性が高い。より上層階を目指さない市の姿勢への理解を求めることは極めて困難	△	・案①や案③と同じ結果になることもあるが、市民の意見を反映したバリアフリー案の説明となる ・理解が得られるかはバリアフリー案による	○	・個別説明で多くの団体（12団体中9団体）から一定の理解を得ている ・今までの説明通りのためOK
	バリアフリー検討会議	×	・障害者等が排除される計画となり差別を助長すると指摘される可能性が高い。より上層階を目指さない市の姿勢への理解を求めることは極めて困難	△	・案①や案③と同じ結果になることもあるが、市民の意見を反映したバリアフリー案の説明となる ・理解が得られるかはバリアフリー案による	○	・今までの説明通りのためOK
	史実に忠実な復元を重視する市民	△	・地階～1階は昇降装置を設置するが、2階以上は史実に忠実な姿となる	△	・案①や案③と同じ結果になることもあるが、市民の意見を反映したバリアフリー案の説明となる ・理解が得られるかはバリアフリー案による	×	・全ての階に昇降装置を設置
	名古屋市会	×	・令和3年11月30日の本会議における市長答弁「より上層階、できれば最上階の5階までバリアフリー対応できる昇降技術を求めてまいります」と齟齬	○	・案①や案③と同じ結果になることもあるが、市民の意見を反映した説明ができる	○	・「何階まで行けるかは技術開発による」との議会答弁をしているが、最上階までの見込みの理解は得られる
予算と収支	予算（昇降技術開発）	△	・「開発費用は最上階までを見込む」と答弁しているので、1階までの技術開発で市会が認めるか不透明 ・「可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指す」と説明しているので、「何階まで想定しているのか」の答弁が極めて困難	△	・同左 ・令和5年度から開発が必要なことへの丁寧な説明が必要	○	・公募開始前に「開発費用の上限8,000万円は最上階までを見込む」と議会答弁
	収支計画（総務省）	○	・今までの収支計画との相違ほとんどなし	△	・令和5年度に基本計画を提出できないため、総務省への丁寧な説明必要	○	・今までの収支計画との相違なし
訴訟リスク	人権侵害	×	・2階以上のバリアフリーを行わないため、訴訟のリスクは大いにあり	△	・市民との対話の結果を受け、障害者団体へ丁寧な説明により訴訟リスク回避	△	・最上階までバリアフリー対応を目指す姿勢を示すが、バリアフリー法に準拠したものは設置できないことから、多少のリスクあり
	事業費の返還請求	×	・文化庁への提出ができず、木材の保管費等の返還請求訴訟のリスクあり ・付加設備の方針を変更・撤回するため、公募にかかる費用の返還請求訴訟のリスクあり	△	・文化庁への提出ができず、木材の保管費等の返還請求訴訟のリスクあり ・整備基本計画の提出まで時間が掛かることから、市民への丁寧な説明を行い訴訟リスク回避	○	・事業を進められるためリスクなし

4 全体スケジュール(案)

	5月	6月				7月			8月		
	21 31	1 10	11 21	21 30	1 10	11 20	21 31	1 10	11 20	21 30	
市民 アンケート	発送準備	発送	回収	集計	分析				報告書作成		
市民 ミーティング			アンケートと同時に 参加希望回答書回収	抽選	抽選結果 郵送	平日/休日 2回実施	●●	報告書作成			

武将隊なつ

はい、かしこまりました。紹介させていただきます。日本国内において木造建築は外国の材料が使われることも多いと聞きますが、今回の復元において日本の木材が使われるのか、また外国の材料が使われるのかを聞きたいということでございます。

司会

これは名古屋市の方ですね。

武将隊なつ

はい、お願いいたします。

天守閣整備主幹

材料については日本国内の材料を使用してみたいということで、今手配を進めております。今は柱や梁などの大きな材料を取得しているところでございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。続きまして、エレベーターの設置は決定しているのでしょうかという質問でございます。こちら、名古屋市の方からお答えをいただきます。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

エレベーターの設置が決まっているのかという点につきましては、本日、このように無作為で選ばれた皆様にご意見をいただく場というのを設けさせていただきました。市民皆様からのご意見をまずはお聞きしたいと、そういう思いで今日集まっておりますので、本当に今日は忌憚ないご意見をいただければと思っております。エレベーターの設置については、そこからまたご意見を聞いて考えてまいりたいというふうに考えてございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きましての質問でございます。障害者差別解消法が2024年4月1日に一部改正されますが、そのことをどう思われますかというご質問でございます。

司会（補助）

民間業者にも義務化されるという流れが、法律ではありますけども、そのことについてどう思われますか。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

法令の方が整備されているというようなことですね、我々も先ほどの説明の中でお話させていただいた通り、承知しているところではございますが、名古屋城の木造天守、この事業に当たりましては、歴史的な資料、これに基づきまして、忠実に復元してみたいと。それと、先ほど

大な天守を作ったんですね。

その後は、家康も登ってないし、初代藩主義直が登ったか、それ以降の藩主が登ったか、登ってないです、大事に管理はしてたんですけど、そういうのを登って、今のように観光客が上がって行って上から景色がいいなっていうふうに見る、そういう建物ではなかった。でも、全国の城で、都市の城下町の繁栄のシンボルとして天守は大事だったんですね。だから、今でも全国の城下町ではやはり天守が焼失しても、天守を復元したいっていうのがずっとあると。シンボルです。決してお殿様が上に上がって、城下を見渡すための建物ではなかったんです。夢を壊したらごめんなさい。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きましての質問でございます。史実に忠実なという定義はともよくわかり、名古屋城が持つ歴史的意義価値も理解できました。

一方、耐震や消防の要請に基づき、様々な現行制度への適合も要することがわかり、その両立に向けて、努力している皆様に感謝しています。という状況なので、本討論会で何か意見対立しているのでしょうかと、この問題設定がよくわかりません。両立させていくのではないのですかというご質問でございます。

名古屋城総合事務所長

対立って言う言い方だと何か喧嘩をしてるようなんですが、今回ですね市民討論会というか意見交換の場を設けさせていただいたのは、ちょうど去年の12月ですかね、先ほどスライドでもご紹介をしました昇降技術の公募をしまして、中身を公表しました。そのときに一部の報道でも、こういう技術が選ばれましたよということがあって、その後、私共名古屋城の事務所の方にもかなりいろんなご意見をいただきました。史実に忠実な復元ならそんな昇降装置はいらないだろうと、そんなものをつけるなど、こういうご意見であったり、やはり今バリアフリーが標準の世の中なので、そういったことにやっぱりしっかり対応すべきだろうというような話とか、多種多様な意見がございましたので、これは我々が勝手に決めるわけにいかないだろうということで、今回5,000人の無作為抽出のアンケートをとらせていただいて、さらにしっかり皆様の生の声をお聞きしながらですね、しっかり我々勉強させていただきたいということで、こういう趣旨で本日お願いをしてお集まりをいただきました。なので、いつというよりは、最終的にこれどういうふうに昇降技術を活かしていくのか、活かさないのか、そういったことについての我々としてしっかり市民の皆様のご意見を参考にさせていただきたいということで、お集まりをいただいたということです。

武将隊なつ

ありがとうございます。

司会

ありがとうございます。皆様からも、こちらの記入用紙にいろいろなご質問もいただきまして、もうちょっとありそうなんですけど実は、やはりこの今日の本題である討論会っていうことで、

とがわかり、木造天守の復元に対してワクワクする気持ちになった。バリアフリーに関しては、多くの方に見てもらえる環境作りなので、進めていただきたいです。復元への配慮がなされているので良いと思いました。世界に誇れる名古屋城の復元について、もっと PR していただけたらいいと思いましたとご意見頂戴しております。

これを書いてくださった方、手を挙げていただけますか。ありがとうございます。

市民D

恥ずかしながら私名古屋市民でずっと暮らしてはいたんですけど、名古屋城についてあまり知らなかったっていうのが実情です。

で、今麓先生のお話をお聞きしまして、こんな素晴らしいお城が名古屋にあったんだということが、身をもって分かったというか、身にしみました。なので、今回復元に対してもそんなに興味を持って実は耳を聞いてなかったっていうところもあったので、名古屋の職員の皆様には、もっともっと PR していただいているんな方法でいろんな方に届くように復元についても広く知っていただけるような活動をしてほしいなと思って意見、書かさせていただきました。

多分復元ができた暁には、きっと多くの方が訪れていただけるんだろうなと、あの、想像してました。ありがとうございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。続きましてのご意見ご紹介させていただきます。付加設備の方針についてご意見を頂戴しております。外付けのエレベーターは計画していませんかと、今の計画で5階までつけるというので良いのですかという。ご意見を頂戴しております。これを書いてくださった方、手を挙げていただけますか。ありがとうございます。こちらから前から失礼致します。

市民E

今日、城郭の素晴らしさとかそういうお話は以前から聞いていて、自分もお城は好きなのでね。私の生まれた松山には、松山城ってお城があります。そこにもね、上がれない。犬山城にも上がれない。名古屋城唯一、名古屋城、大阪城はエレベーターで上がれていました。何回も上がりましたが、新しくするとそれが無くなるっていうね。今まであったものを失くしてしまうというのは、我々障害者が排除されているっていうふうにしかならないですよ。

それで、史実に忠実にこしらえるっていう話、それは反対してませんよ。ただ皆が同じように同じ階層に行って見られるっていうのであれば、高い12階建てかどうかかわからないですけど、どこですかね、清州の方、海部郡の方ですか。エレベーターのテストするようなあんな高いものもあったりするんだから。外付けで、中身を傷つけない、空から渡り廊下で上がれるようなね、そういったものを後で付けるとかそういうことをしてもらわないと。今のエレベーターの大きさわかりませんよね。寸法書いてないし。車いすが一人乗れますよって、車いすが乗ればいいっていう話じゃなくて、電動車いすだったりとか、全身のまひの人が来たいって言って具合悪くなった時、横になって救急車のような、ストレッチャーがね、乗るのか乗らないのかとかそういった説明がないと思うんですよ。こういうふうにするっていうのをきちっと、パワースーツがどうと

か、VR、あのね、VRで見ろとかそんなものでは我々は納得できない。排除されているっていうふうを感じてるんですよ。だからこの討論会をアリバイ作りにもしてもらってもいいかん。ちゃんとした前向きな方針を教えて欲しいなっていうのが私の意見です。

武将隊なつ

ありがとうございます。

司会

今のご意見について、名古屋市さんからちょっと。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

いくつかご質問いただき、また貴重な意見もいただきましてありがとうございます。外部からアプローチできるようなエレベーターにつましては、過去に、外部のエレベーターは付けないで、その上で木造天守を史実に忠実に復元するどのようなバリアフリーまたは利用できるのかというようなことで考えさせていただきました、というのがまず一つ目の答えとなります。二つ目でございますが、エレベーター、内部のエレベーター、本日ですねご説明させていただきました昇降技術につきましては、このようにですね、本日もいろんなご意見ですね、頂いております。そういったご意見をいただきながら、しっかり考えさせていただきたいというところが、今のところでございます。あとは大きさなどについてもご質問をいただいております。先ほどご説明させていただきました昇降設備につきましては、ストレッチャーを乗せられるような大きさとなっております。

市民E

それだと、先ほど説明があったような安全面という点で当てはまらないじゃない。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

こちら先ほど説明させていただきましたけれども、歴史的な資料に基づきまして復元ということで、梁や柱、こちらを史実に忠実に復元をするという前提で昇降技術の方を選定をさせていただいております。先ほど紹介させていただきました、大人4人あるいは車いす1台と介助者1名、こちらが納められるかごの大きさとなります。

市民E

それじゃあ、平等につて、誰もが上げれることにはならないんじゃないですか。四肢まひの全身性の人だったら、助ける事できないから来なくていいと言っているようにしか聞こえないじゃないですか。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

そのような貴重なご意見もいただきながら、今後しっかりと今回説明させていただいた昇降技術を考えさせていただきたいという風に思っております。

造った木造を造ってください。野球の選手が書いたあれはちゃんと展示する、先日、その大きな柱が、どこに使ってあるか、それはそれでいいじゃないですか。はい、以上です。

司会

ありがとうございます。あとお一方、ちょっとお話いただいた後、アンケートの結果の方も簡単に紹介していきたいと思います。お願いします。

市民H

今日ここに来るまで本当に自分が何を議論してるか全然わかんなくて、もうもうとしていたんですけども、お2人の意見を聞いてとても面白かったです。僕のスタンスは実は全然逆で、バリアフリーやるに決まってるじゃない。だから市の方からバリアフリーをやろうって言うてるから、何も議論することないじゃんって思って来ていて、何だったのこの会はって思ってる中でそういう反対の意見があるっていう、熱くってということが知れてとても楽しかったです。

名古屋市の皆さんに言うのはやっぱりこんだけ熱い意見があるのをちゃんとしっかり、対立は喧嘩だからっていつてるけど、違うんですよ。ちゃんと対立させないから喧嘩になる。きっちりといらないっていう人と、やらないとやめだって人の意見をちゃんともっと議論させてくださいよ。で、何が問題で、彼らが大事だと言ってもの、それを守るものと、バリアフリーの人を守るもの、それを両立することを考えるのが知恵であり、行政であり、市政の皆さんの見解じゃないですか。皆さんと、いらないって言った人たちと一緒に考えたいですね。僕は逆の意見ですけど、もっとちゃんと対立させてください。以上です。

司会

ありがとうございました。時間も迫ってまいりましたので、今日、お越しいただいての皆様、アンケートにご回答いただいておりますので、その内容だけちょっと簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

今回ですね、18歳以上の名古屋市に居住する5,000人の方、外国人を含む方に無作為でお送りさせていただいて、その抽出方法というのが住民基本台帳から、層化無作為抽出、各区の人口比に応じまして比例配分して抽出して送らせていただいております。4月19日から5月8日っていう短い期間ではございましたが5,000人の中で1,448人の回答をいただいております。回収率は29%となっております。

公募の最優秀者の昇降技術の設置についてということで、議論になっている天守閣にどういふうにこうやっていくかっていうことのアンケートをとったところ、基本的に設置しないっていう回答は23.4%でした。それから1階までっていうのが16.9%、それから最上階までっていうのが47.2%と、いう形になっておりました。実は今日お越しにこの会場にお越しになっている方が皆さんも、大体ほぼこんなような比率の方が参加していただいているということだと思います。

一方で、今日事務局として、ちょっとここまで言っているのかあれなんですけど、結局なかなかこう説明資料だけで、名古屋城の価値とか、そういうことを伝えきることの難しさっていうのも多分、こういうアンケートで現れるのかなって一方で、最上階まで行きたい人も、本物の木造を見たいから、さらに最上階まで行きたいっていう方も結構自由回答なんかからすると見えたり

【検証のために使用した資料】

○第1回 提出資料

- ・「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」概要
- ・当日配布資料
- ・出席者一覧
- ・会議録
- ・差別発言部分【一部非公開】
- ・進行シナリオ
- ・質問意見用紙（参加者が記入したもの、24名分）【非公開】
- ・当日の映像【非公開】
- ・観光文化交流局職員（市民討論会に関係している主な管理職職員）からのヒアリング結果（概要）
- ・観光文化交流局職員（市民討論会に関係している主な管理職職員）からのヒアリング結果（個票）【非公開】
- ・「人権施策の推進にかかる有識者懇談会」からの意見
- ・「障害者施策推進協議会」からの意見
（障害者団体からの意見（抗議・要望書面））
- ・名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会（2023年6月5日付）
- ・名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会（2023年6月13日付）
- ・愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会（愛障協）（2023年6月15日付）
- ・「差別事象への対応について（対応マニュアル）」
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」

○第2回 提出資料

- ・「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案を受けて総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が行った当面の対応について
- ・検証の範囲と進め方
- ・観光文化交流局名古屋城総合事務所の組織体制（令和4年度・令和5年度）
- ・ヒアリング項目（案）【非公開】
- ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催までの経緯
- ・市民討論会の開催に関して、市長・副市長・局長への説明や意思決定に関わった職員及び説明資料【非公開】
- ・名古屋城バリアフリーに関するアンケートの実施にあたり市民へ送付した書類一式
- ・名古屋城バリアフリーに関するアンケート報告書
- ・市民討論会参加申込書の項目（抜すい）
- ・感想記入用紙の記載内容
- ・「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における関連発言の抜すい
- ・第1回検証委員会後の委員からの意見【非公開】
- ・検証委員会委員からの質問事項及び観光文化交流局からの回答

- ・契約書類一式【一部非公開】
- ・職員の状況等【非公開】

○第3回 提出資料

- ・「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」検証委員会 報告書（構成案）
- ・中間報告書の構成イメージ
- ・検証委員会の問題意識と検証

○第4回 提出資料

- ・検証委員会委員からの質問事項及び観光文化交流局からの回答
- ・検証結果（中間報告書）骨子【非公開】
- ・名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 公募要項（抜すい）
- ・名古屋城バリアフリーに関するこれまでの経緯（令和5年6月15日経済水道委員会資料（抜すい））
- ・みちまち市民ミーティングの開催（平成25年11月 ウェブサイト掲載資料より）

○第5回 提出資料

- ・検証委員会委員からの質問事項及び観光文化交流局からの回答
- ・検証結果（中間報告書）（案）【非公開】
- ・差別事象への対応について（対応マニュアル）（2023.7 改訂・暫定版）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（令和5年12月）
- ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会報告書（令和5年9月 観光文化交流局作成）
- ・焼失前の天守に対する木造復元天守の主な改変事項

※各資料は、市公式ウェブサイト「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』に係る差別発言に係る検証委員会について」に掲載されています。

なお、中間報告の公表時点で非公開の資料も、最終報告の公表時に個人情報など非公開情報を除き原則公開をする予定です。